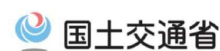


<別添資料 1>

静岡県浜松市における公告資料等

- ・ 実施方針の策定の見通しについて
- ・ 実施方針
- ・ 特定事業の選定
- ・ 募集要項
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 様式集及び記載要領
- ・ モニタリング基本計画
- ・ 審査講評
- ・ 提案の概要
- ・ 優先交渉権者選定結果
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 公共施設等運営権の設定について
- ・ 実施契約書
- ・ 要求水準書
- ・ モニタリング実施計画書
- ・ 運営事業に関するQ & A
- ・ P F I 専門委員会設置要綱

下水道コンセッション事業の事例①（浜松市西遠処理区）



<事業概要>

対象事業： 処理場（1か所）・ポンプ場（2か所）（西遠処理区＝浜松市内最大処理区）の維持管理・機械電気設備改築更新
事業期間： 20年間（平成30年4月事業開始）
運営権者： 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
 （ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス、須山建設、東急建設が設立した特別目的会社）
VFM： 14.4%（総事業費が約600億円→約514億円へ縮減）
運営権対価： 25億円

【特徴】

- ・ 下水道分野での国内最初のコンセッション方式による事業。
- ・ 市町村合併に伴い、流域下水道施設が県から市へ移管されることを契機に、コンセッション方式による運営手法を検討し導入。
- ・ 処理場の処理能力は、20万m³/日で市内最大規模。
- ・ 市では、従前から枝管の管理をしていたため、移管される管路施設に関しても、他の処理区と一括して市が管理する方が効率的であることから、運営権の対象施設外とした。

【第三者モニタリングの実施】

- ・ 日本下水道事業団による第三者モニタリングを月に一度実施している。専門的知見を活かし、市とのダブルチェックを目的としている。

<事業対象施設の位置図>



<スケジュール>

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定・実施方針策定
平成28年4月	静岡県より対象施設移管・包括的民間委託開始
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	事業開始

実施方針の策定の見通しについて

平成 27 年 6 月 1 日

浜松市

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	20 年間（予定）	（仮称）西遠浄化センター、 （仮称）浜名中継ポンプ場、 （仮称）阿蔵中継ポンプ場の 維持管理及び設備更新、下水道 利用料金の収受 など	（仮称）西遠浄化センター 浜松市南区松島町 2552 番地の 1 （仮称）浜名中継ポンプ場： 浜松市南区小沢渡町 1681 番地 （仮称）阿蔵中継ポンプ場： 浜松市天竜区二俣町阿蔵 330 番地の 5	平成 27 年 12 月（予定）

※ この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、その他の改正を含む。）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業
実施方針**

平成28年2月29日

浜松市上下水道部

はじめに

浜松市（以下「市」という。）は、浜松市公共下水道西遠処理区（以下「本処理区」という。）において、西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場の運営等を行う浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく特定事業として実施することを計画している。

本実施方針は、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づき、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

目次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 特定事業の事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業の名称	1
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	1
(3) 事業の背景・目的.....	1
(4) 基本運営方針.....	2
(5) 用語の定義	2
(6) 本事業の対象施設.....	2
(7) 事業方式	3
(8) 事業の範囲	3
(9) 事業期間	5
(10) 使用料及び利用料金.....	6
(11) 利用料金の設定及び収受.....	7
(12) 事業の費用負担.....	9
(13) 改築に関する留意事項.....	9
(14) 運営権者が受領する権利・資産.....	10
(15) 市から運営権者への職員の派遣.....	10
(16) 運営権者が支払う運営権対価.....	10
2 特定事業の選定方法に関する事項.....	11
(1) 選定基準	11
(2) 選定結果の公表.....	11
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	12
1 募集及び選定方法.....	12
2 募集及び選定スケジュール（予定）	12
3 応募者の参加資格要件.....	12
(1) 応募者の構成.....	12
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格.....	13
(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件.....	14
4 審査及び選定手続き.....	14
(1) P F I 専門委員会の設置.....	14
(2) 審査方法	15
(3) 審査結果の公表.....	15
(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し.....	15
(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付.....	15
(6) 競争的対話の実施.....	15
(7) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施.....	15
(8) 提案書類の提出等.....	16
(9) 提案書類の作成等に係る費用.....	16

5	優先交渉権者選定後の手続き.....	16
(1)	基本協定の締結.....	16
(2)	S P Cの設立.....	16
(3)	優先交渉権者による運営準備行為.....	16
(4)	運営権の設定及び実施契約の締結.....	16
(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受.....	17
(6)	事業の開始	17
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
1	リスク分担の基本的な考え方.....	18
2	事業の実施状況のモニタリング.....	19
3	保険	19
4	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	20
(1)	運営権の処分.....	20
(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分.....	20
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	22
1	運営権設定対象施設の立地に関する事項.....	22
(1)	所在地等	22
(2)	事業用地の貸付.....	22
2	運営権設定対象施設の概要.....	22
3	西遠処理区一般平面図.....	22
4	西遠浄化センターの現状の全体処理フロー図.....	23
第5	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	24
1	実施契約に定めようとする事項.....	24
2	疑義が生じた場合の措置.....	24
3	管轄裁判所の指定.....	24
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	25
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	25
(1)	運営権者事由解除.....	25
(2)	市事由解除又は終了.....	25
(3)	不可抗力解除又は終了.....	26
(4)	特定法令等変更解除.....	26
(5)	特定条例等変更解除.....	26
2	金融機関又は融資団と市との協議.....	27
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	28
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	28
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	28
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	28
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	29
1	実施に関して使用する言語及び通貨.....	29

2	実施方針に関する説明会及び現地見学会.....	29
(1)	開催日時及び場所.....	29
(2)	申込方法	29
3	実施方針に関する意見又は質問の受付.....	29
(1)	受付期間	29
(2)	提出方法	29
(3)	意見書・質問書に対する回答方法.....	30
(4)	意見書・質問書に対する回答予定日.....	30
(5)	意見書・質問書に対するヒアリング.....	30
4	連絡先及び情報提供.....	30
(1)	連絡先	30
(2)	情報提供	30
別紙1	P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性.....	31
別紙2	利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケース.....	32
別紙3	リスク分担表.....	33
別紙4－1	西遠浄化センター一般平面図（全体）	36
別紙4－2	西遠浄化センター一般平面図（拡大）	37
別紙4－3	浜名中継ポンプ場一般平面図.....	38
別紙4－4	阿蔵中継ポンプ場一般平面図.....	39
別紙5	西遠処理区一般平面図.....	40

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(3) 事業の背景・目的

本事業の対象施設を含む西遠流域下水道事業は、公共用水域の水質汚濁の防止と地域住民の生活環境の改善を図るため、静岡県で最初の流域下水道として昭和 48 年度に事業着手され、その後、旧浜松市、旧可美村、旧舞阪町、旧雄踏町、旧浜北市、旧天竜市の順で供用が開始された。平成 17 年 7 月 1 日の天竜川・浜名湖地域 12 市町村の合併により、流域下水道事業に関連する 3 市 2 町（旧可美村は平成 3 年 5 月 1 日に合併済）が全て浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号）第 20 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日に静岡県から浜松市の公共下水道に事業移管されることとなっている。

西遠流域下水道の処理区(西遠処理区)は、平成 26 年度末において、面積が 10,326ha、年間汚水処理水量が 5,111 万 m³と、浜松市公共下水道全体のそれぞれ 13,918ha、8,573 万 m³に対し、約 6～7 割を占める最大の処理区である。

市では、移管に伴い本処理区に従事する職員の配置が必要となるが、行財政改革の一環として組織のスリム化に取り組んでおり、本処理区を運営するために大幅な増員は難しい状況にある。あわせて、この移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要もある。

このため、本処理区に係る主要施設である西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における運営等について、PFI 法に基づく本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されるとともに、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待するものである。

さらには、それを踏まえた上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。

(4) 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、市が公共施設等運営権（ＰＦＩ法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（ＰＦＩ法第９条第４項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

ア 公共用水域の水質保全と循環型社会の構築に資するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、汚水と汚泥を適正に処理すること。

イ 低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。

ウ 市と民間事業者の技術力を協働で発揮し、施設や設備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の的確な保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減に取り組むこと。

エ 簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。

オ 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。

(5) 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義
経営	事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、再委託、利用料金の収受、モニタリング等事業全体を管理・遂行すること
維持	処理場・ポンプ場施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの
修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障もしくは損傷した設備の一部を取り換えること
改築	更新、長寿命化及び附設の総称
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること

(6) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設¹は、以下のとおりである。

- ① 西遠浄化センター
- ② 浜名中継ポンプ場

¹ 本事業の対象となる施設には、①②③の各施設に附帯する放流渠等の施設が含まれる。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条に基づき定められた事業計画に示されたものに限る。

③ 阿蔵中継ポンプ場

なお、上記を、以下「運営権設定対象施設」という。

(7) 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

(8) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）において示す。

なお、運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。再委託を行う上で運営権者が遵守すべき条件・手続は、要求水準書（案）、実施契約書（案）に示す。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に関する業務

- ・ 事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・ 再委託
- ・ 利用料金の収受
- ・ モニタリング
- ・ 危機管理及び技術管理
- ・ 環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に関する企画、調整、実施に関すること

- ・ 更新
- ・ 長寿命化
- ・ 附設

(ウ) 修繕及び維持に係る企画、調整、実施に関すること

- ・ 修繕
- ・ 維持

イ 附帯事業²

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第 2-3 (1) に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

² 附帯事業の例としては、汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業や固形燃料化事業などが想定される。

ウ 任意事業³

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適化法」という。）第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

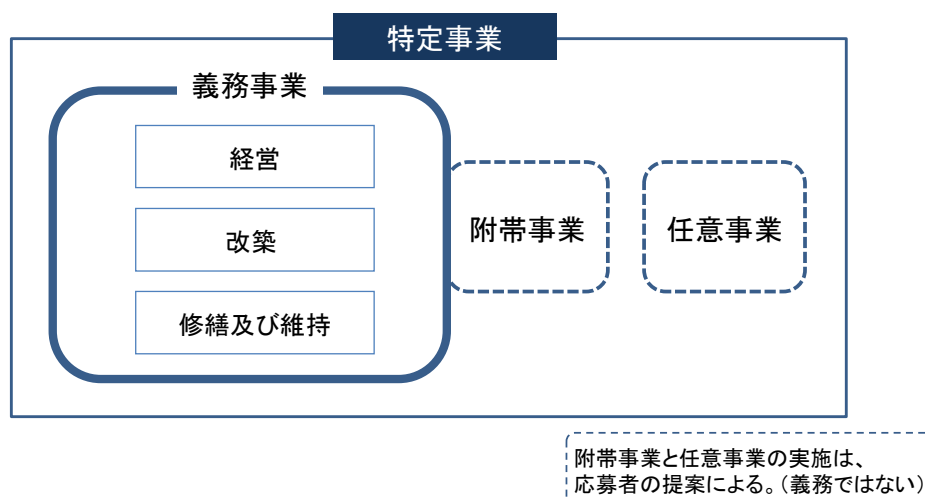


図 1 事業範囲の定義

表 1 事業範囲の整理

区分	運営権	施設所有権	設置費・改築費 負担	修繕及び維持費 負担
義務事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
附帯事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
任意事業	設定対象外	運営権者	運営権者	

なお、事業の範囲は、別紙 1 「P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性」も参考にする。

³ 任意事業の例としては、太陽光発電事業や風力発電事業、下水道技術の調査研究事業などが想定される。

(9) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の 20 年を経過する日が属する事業年度末（第 1-1 (9) イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は平成 30 年 4 月 1 日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は平成 50 年 3 月 31 日を予定している。

なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

運営権者は、事業期間中における運営方針、事業内容及び収支計画等を明らかにする事業計画を策定し、市に提出しなければならない。事業計画の提出及び内容に関する詳細は、要求水準書（案）に示す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等の実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第 1-1 (9) ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は 1 回に限るものではない。

詳細は実施契約書（案）において示す。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 20 年後を経過する日が属する事業年度末までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の 25 年後を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

(イ) 事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰延資産相当額

第 1-1 (12) ア (イ) に示す運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を上限として、市は、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。

(ウ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地及び施設内に所有する資産（市

が買い取る資産を除く。)については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に第1-1(14)ア(イ)に示す公有財産賃貸借契約が解除され又は終了し、運営権者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、市又は市の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。なお、買取の方法等については、実施契約書(案)の公表時に示す。

(エ) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

表2 予定事業期間

内 容	期 日
運営権設定日	平成29年10月
義務事業の承継等	平成29年10月～平成30年3月
本事業開始日	平成30年4月1日
本事業終了日・運営権存続終了日	平成50年3月31日 ※平成55年3月31日(最大限延長した場合)

(10) 使用料及び利用料金

ア 本実施方針における使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、本処理区の利用者は、市に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払うものとする。本実施方針では、本処理区に係る使用料と利用料金を併せたものを使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)と称する。

なお、使用料等の算出方法は、浜松市下水道条例の規定に基づくものとし、使用者が支払う金額は、汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。

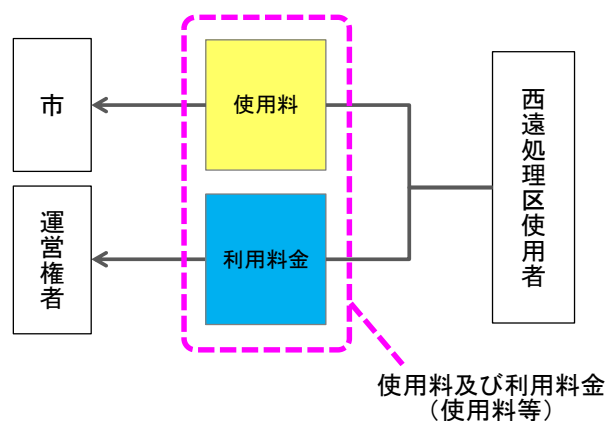


図2 料金の名称

イ 使用料等の改定

市は、浜松市下水道条例で定める使用料等の改定⁴（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

運営権者は、5年に1回⁵、料金改定に関して市に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、市と運営権者は協議を行う。なお、あわせて利用料金割合（第1-1(11)アに示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

(11) 利用料金の設定及び収受

ア 利用料金の設定

運営権者は、利用料金を本処理区使用者⁶から収受する。

当該利用料金は、第1-1(10)アに示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。市は、義務事業及び附帯事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次のウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、浜松市下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規程において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、市が募集要項公表時に示す。

イ 利用料金設定割合の改定

(ア) 運営権者の提案による利用料金設定割合の改定

運営権者は、第1-1(10)イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、5年に1回⁷、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、第1-1(10)イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合設定（改定）時から3年間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合

b 電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減す

⁴ 本処理区のみならず、他の処理区も含めた市全体に係る改定。

⁵ 提案を受け付ける時期は、平成35年度、平成40年度及び平成45年度の3回とする。

⁶ 西遠処理区に対して区域外接続を行う使用者は、本事業においては本処理区使用者と同じとみなし、利用料金の収受対象とする。

⁷ 提案を受け付ける時期は、平成35年度、平成40年度及び平成45年度の3回とする。

ることが予想される場合

(ウ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市の計画変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は設定割合の改定について協議を行うことができる。法令等の変更又は市の計画変更とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

- a 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- b 当該事業に直接関係する税制等⁸の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- c 事業内容の変更等市側の事由により計画が変わることで、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

(エ) その他市が必要と認める場合

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。

なお、利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケースについては、別紙2を参照のこと。

ウ 利用料金の構成内容

運営権者が収受する利用料金の構成は表3のとおりとする。

表3 利用料金の構成

項目		内容
①経営	a. 一般管理費	経営全般に係るもの
	b. 支払利息	運営権者に係る支払利息
	c. 租税公課	運営権者に係る税金等
②改築	d. 改築費	改築に係る運営権者が負担する費用
③ 修繕 及び 維持	e. 修繕費	修繕に係るもの
	f. ユーティリティー費	電気、薬品、消耗品、燃料費等の調達に係るもの
	g. 処理場等運転費	処理場及びポンプ場等の運転に係るもの
	h. 保守管理費	保守点検等に係るもの
	i. 利用料金収受費	利用料金収受に係るもの
	j. 廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
	k. その他費用	その他業務に係るもの
④利潤	1. 利潤	経営に必要な利潤

エ 利用料金収受代行業務

実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市は、運営権者を代行して利用料金を市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する。市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

⁸ 直接関係する税制等とは、具体的には、事業所税を想定しており、広く一般に適用される法人税などではない。

実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約については、詳細を実施契約書（案）の公表時に示す。

オ 債権の担保のための利用料金の引当て

第 3-2 に示す要求水準違反違約金及び第 6-1 (1) イに示す契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

本処理区における未納者への支払いの催促等についてはエに示した契約に基づき、市が運営権者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

(12) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。

ア 義務事業及び附帯事業

(ア) 経営に係る業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 改築に係る業務

運営権者は、改築に係る費用の 10 分の 1 相当額を負担する。残り 10 分の 9 相当額は市が負担する。なお、市は、負担額の支払いにあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。

なお、運営権者が負担する改築に係る費用の 10 分の 1 のうち第 1-1 (9) エ (イ) に示す繰延資産相当額については、市が、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。

(ウ) 修繕及び維持に係る業務

運営権者は、修繕及び維持に係る費用の全てを負担する。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(13) 改築に関する留意事項

ア 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、実施契約に基づき運営権設定対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改築を行った施設の所有

市又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改築の対象

市及び運営権者は、協議の上、詳細を定める。改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が必要と認めたものは、国補助金の対象とならない改築も実施する。

エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、運営権者は、市と協議の上、協力するものとする。

(14) 運営権者が受領する権利・資産

ア 本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産

(ア) 運営権

西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場に設定される権利

(イ) 本事業用地の使用権

公有財産賃貸借契約⁹による本事業用地及び施設等の使用権

(ウ) 運営権者譲渡対象資産¹⁰

市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産を運営権者に譲渡する。

詳細は、第2-5(5)に示す。

(15) 市から運営権者への職員の派遣

市は、運営権者からの要請等必要に応じて、P F I 法に基づく運営権者への市職員派遣を検討する。

(16) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1（以下「運営権対価前払金」という。）については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割（以下「運営権対価分割金」という。）で支払うものとする。なお、運営権対価分割金の分割方法は均等とすることとし、市は、運営権対価分割金に対して利息を設定しない。

また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

⁹ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成27年内閣府）に基づく「運営権と土地等賃貸借の関係」に準拠する契約

¹⁰ 運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に開示する関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストにおいて示す。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、義務事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、市自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

実施方針の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

表4 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成28年 2月29日	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
平成28年 3月10日	実施方針に関する説明会及び現地見学会
平成28年 3月16日	実施方針に関する意見・質問の受付期限
平成28年 4月11日	実施方針に関する意見・質問への回答
平成28年 4月下旬	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成28年 5月中旬	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 5月下旬	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 6月	参加資格審査書類の受付
平成28年 7月～8月	競争的対話 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査
平成28年10月	提案書類の提出期限
平成29年 2月	優先交渉権者の選定
平成29年 2月	基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ・ 応募者は、第1-1(8)に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ・ 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ・ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ・ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（第3-4(2)に定める本議決権株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。
- ・ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第2-3(2)及

び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。

- ・参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者¹¹であること。
- ② P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、平成 27・28 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 3012：施設運転操作管理業務委託、業務委託・賃貸借 3028：計画策定・統計業務委託、業務委託・賃貸借 3099：その他の業務委託、建設工事 20：機械器具設置工事、建設工事 26：水道施設工事のいずれか）の認定を受けている者。なお、上記名簿に認定されていない者で、本プロポーザルに参加しようとする者は、市が定める様式により予め申請をし、市の承認を得る必要がある。
- ⑤ 参加資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、浜松市物品の購入等に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 市が発注した「平成 26 年度西遠流域下水道に係る公共施設等運営事業の実施に向けた基本計画策定業務」を受託した新日本有限責任監査法人（協力者としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所）、「西遠浄化センターを核とした浜松市における地域活性化のための基盤整備調査業務」及び「西遠流域下水道移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入（情報整備調査）業務」を受託した地方共同法人日本下水道事業団（再受託者として日本上下水道設計株式会社）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者¹²でないこと。
- ⑦ 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

新日本有限責任監査法人
株式会社 N J S

¹¹ 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できることが必要である。

¹² 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

- ⑧ 第 2-4(1)に示す P F I 専門委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑩ 本市の市議会議員が役員等となっている法人（主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）に該当しない者であること。
- ⑪ 本市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は浜松市水道事業及び下水道事業管理者が役員等となっている法人（主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）に該当しない者であること。
- ⑫ 上記⑥から⑪までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

実績要件等を想定している。具体的な実績要件については、募集要項で示す。

4 審査及び選定手続き

(1) P F I 専門委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる P F I 専門委員会（以下「P F I 専門委員会」という。）を平成 27 年 7 月 31 日に設置した。

P F I 専門委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

P F I 専門委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

委員長	森田 弘昭	（日本大学生産工学部 土木工学科 教授）
副委員長	寺田 賢次	（浜松市水道事業及び下水道事業管理者）
委員	佐古 猛	（静岡大学工学部長）
委員	細川 顕仁	（日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 所長）
委員	山口 直也	（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授）
委員	小柳 太郎	（浜松市財務部長）

委員 田中 文雄（浜松市環境部長）

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。

審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、P F I 専門委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

市は、P F I 専門委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(3) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も事業費総額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を浜松市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(6) 競争的対話の実施

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行い、その結果を踏まえ、実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。

(7) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施

参加資格があるとされた者が、附帯事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了後、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書¹³を市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

¹³ 提案概要書については、募集要項等公表時に示す。

(8) 提案書類の提出等

ア 提案書類の提出

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

イ 提案書類の作成方法

提案書類は、様式集¹⁴に記載する方法に従い作成すること。

(9) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、特定目的会社（以下「S P C」という。）として、会社法に規定する株式会社を浜松市内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中は S P C の本社所在地を浜松市外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P C の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と改築等について協議を行う。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。市と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、市は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産賃貸借契約の締結

なお、市は、P F I 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を市ホーム

¹⁴ 様式集については、募集要項等公表時に示す。

ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(6) 事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎ等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙3にリスク分担表として示す。

以下、例外的に市がリスク負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、実施契約書（案）に詳細を規定する。

① 不可抗力

- ・市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合、運営権者は直ちにその内容を市に通知する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い初期対応を行う。
- ・市が事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う義務がある。
- ・市は運営権者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- ・市と運営権者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- ・事業継続措置に必要となる費用については、市と運営権者で協議する。

② 瑕疵担保責任

- ・運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後6ヶ月以内¹⁵に限り運営権者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる。また、本事業終了日から6ヶ月以内に限り、運営権設定対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、市は運営権者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。
- ・募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、市は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については責任を負わない。

③ 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ・本事業期間中に、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、市及び運営権者に生

¹⁵ 瑕疵担保を請求できる期間は本事業開始後6ヶ月以内であるが、第2-5(3)で示す運営準備行為としての現地調査及び業務引継ぎ期間が約6ヶ月以上確保される見通しであり、その間、運営権者は運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産の確認をすることができる。

じた損失は各自が負担する。

- ・本事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する。

④ 需要の変動

- ・需要変動に起因する利用料金の増減に関しては、原則として、運営権者が負う。ただし、直近の利用料金設定割合設定（改定）時から 3 年間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。

⑤ 物価の変動

- ・物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に関しては、原則として、運営権者が負う。ただし、直近の利用料金設定割合設定（改定）時から 3 年間に、電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。
- ・運営権者が負担する改築費用が、物価の著しい上昇により著しく増加した場合の規定は、浜松市建設工事執行規則第 35 条の規定を準用するものとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

⑥ 国補助金制度の変更等

- ・国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、協議の上契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ・国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、運営権者に対して改善措置や要求水準違反違約金を求めるものとする。なお、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は運営権者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、運営権者に求めることができるものとする。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）の公表時に示す。

3 保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、市は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う。

市は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③ 譲受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場

合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

(1) 所在地等

本事業用地は、以下のとおりである。

なお、各施設の一般平面図は別紙4に示す。

表5 本事業用地

運営権設定対象施設	所在地
西遠浄化センター	浜松市南区松島町2552番地の1
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町1681番地
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵330番地の5

(2) 事業用地の貸付

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。運営権者が義務事業を行うにあたっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第1-1(8)ウに示す任意事業を行う場合には、市と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

2 運営権設定対象施設の概要

① 西遠浄化センター

- ・供用開始：昭和61年10月
- ・処理方式：水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮－脱水－焼却
- ・処理能力：全体計画…400,000 m³/日（日最大）、現状…200,000 m³/日（日最大）
- ・水処理系列数：全体計画…8系列（64池）、現状…4系列（32池）

② 浜名中継ポンプ場

- ・供用開始：平成9年
- ・種 類 別：汚水中継ポンプ場
- ・能 力：全体計画…89 m³/分（時間最大）、現状…57 m³/分（時間最大）

③ 阿蔵中継ポンプ場

- ・供用開始：平成13年11月
- ・種 類 別：汚水中継ポンプ場
- ・能 力：全体計画…5.2 m³/分（時間最大）、現状…3.5 m³/分（時間最大）

3 西遠処理区一般平面図

別紙5に示す。

4 西遠浄化センターの現状の全体処理フロー図

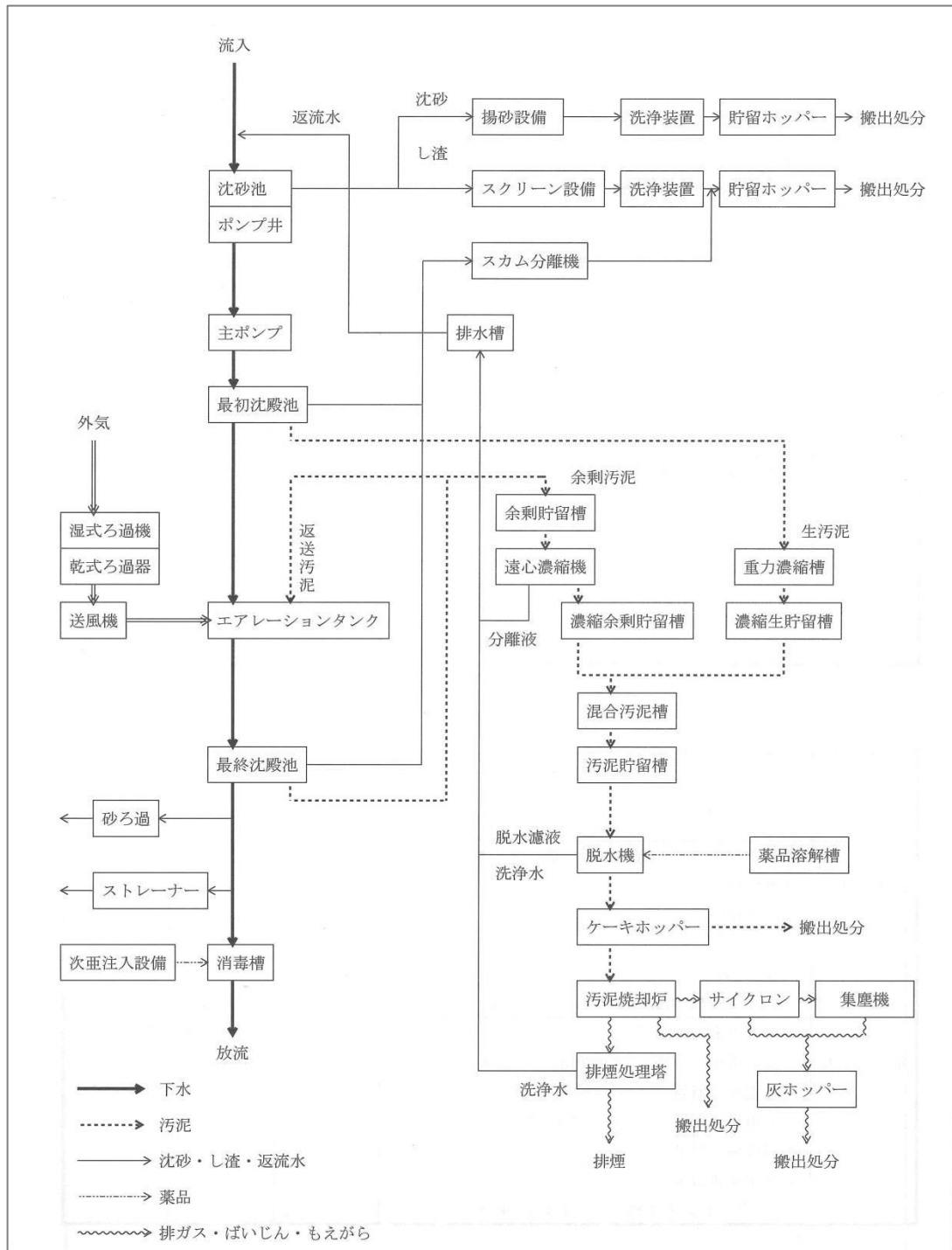


図3 西遠浄化センターの現状の全体処理フロー図

(出典：平成26年度 維持管理年報 公益財団法人静岡県下水道公社)

第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び収受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第1-1(9)エ(イ)及び(ウ)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

(1) 運営権者事由解除

ア 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ・倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・運営権者は、市に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は運営権者の支払額からこれを控除する。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとするが、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算しない。

(2) 市事由解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ・市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ・市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

イ 解除又は終了措置

- ・市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、市は運営権を取り消す。
- ・市は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(3) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ・不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- ・不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。
- ・不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(4) 特定法令等変更解除

ア 解除事由

- ・特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・市は、運営権者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(5) 特定条例等変更解除

ア 解除事由

- ・特定条例等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・特定条例等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。
- ・運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

2 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、多様な資金調達上の工夫の一環として、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、応募者が株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、市は、同機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 実施方針に関する説明会及び現地見学会

(1) 開催日時及び場所

事前に受付をした者のみ参加することができる。

①開催日時：平成28年3月10日(木) 午前10時～

・2時間程度を予定している。

・参加者が多数の場合は、複数回に分けて開催する場合がある。

②開催場所：西遠浄化センター 管理棟2階会議室

浜松市南区松島町2552番地の1(JR浜松駅より車で約25分)

(2) 申込方法

説明会及び現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式2(実施方針説明会及び現地見学会参加申込書)を第8-4(1)の連絡先へ電子メールにて送信すること。なお、会場での申込みは受け付けない。

市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、平成28年3月8日(火)午後5時までに電子メールで受付完了の返信を行う。

①受付期限：平成28年3月8日(火) 午後1時(必着)

②留意事項

・参加者は本事業に参加を検討する民間企業とし、1者につき2名までとする。

・説明会会場受付において参加申込書の原本を提出すること。

・説明会に参加する者は、自ら実施方針を持参することとする。

・写真撮影、映像撮影は禁止する。

・説明会後に実施する現地見学会に参加する者は、ヘルメットを持参すること。

・複数回に分けての開催となった場合には、別途開催時間を連絡する。

(複数回に分けての開催とならなかった場合は、特段連絡しない。)

3 実施方針に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

平成28年3月1日(火) 午前9時から平成28年3月16日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式1(実施方針に関する意見書・質問書)に記入の上、第8-4(1)の連絡先まで郵送等又は電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、提出件名は「浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 意見書・質問書 ●●」(●●は提出者名)とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及

びファクシミリ番号並びに E-Mail アドレスを記載すること。郵送等の場合は、データを CD-R 等の電子媒体に保存して、内容を印刷した書類を同封すること。なお、受け取った CD-R 等の電子媒体の返却は行わない。市が意見書を受信したときは、電子メール又はファクシミリにより、受信確認の通知を送付する。

(3) 意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、市のホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

(4) 意見書・質問書に対する回答予定日

平成 28 年 4 月 11 日（月）

(5) 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

4 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

浜松市 上下水道部 上下水道総務課 企画グループ 住所：〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13番1号 T E L：053-474-7019 F A X：053-474-0247 E-Mail：gesui-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp
--

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

浜松市公式サイト 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業ページ
(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/pfi.html>)

別紙１ P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI 法並びに運営権 ガイドラインにおける用語			実施方針 における記載		本事業における整理	運営権	特定 事業
運 営 等	運営		経営		事業計画の作成、実施体制の確保、財 務管理等の事業全体の管理	運営権 範囲内	特定 事業 範囲内
			修繕 及び 維持	維持	処理場・ポンプ場施設の機能を保持す るための事実行為で工事を伴わない もの		
	修繕	修繕		所定の耐用年数内において機能を維 持させるため、老朽化した設備又は故 障もしくは損傷した設備の一部を取 り換えること			
		維持 管理	資本的 支出	改築	更新		
	長寿 命化				所定の耐用年数を新たに確保するた め、既存の設備の一部を取り換えるこ と		
	附設				附帯事業の実施に必要な設備を導入 すること※ ¹		
	併置 (自主改善)			運営権者自らが行う運営等の利便性 向のため、必要な設備・機器を自己負 担により導入すること※ ²	運営権 範囲外	特定 事業 範囲外	
	建設・改修			設置※ ⁵			任意事業の実施に必要な設備を導入 すること※ ³
施設の新たな建設又は増築※ ⁴ を実施 すること							

※¹ 附帯事業に係る新規設備の導入とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化槽の導入等をいい、その費用負担は義務事業の費用と同様に市及び運営権者とする。

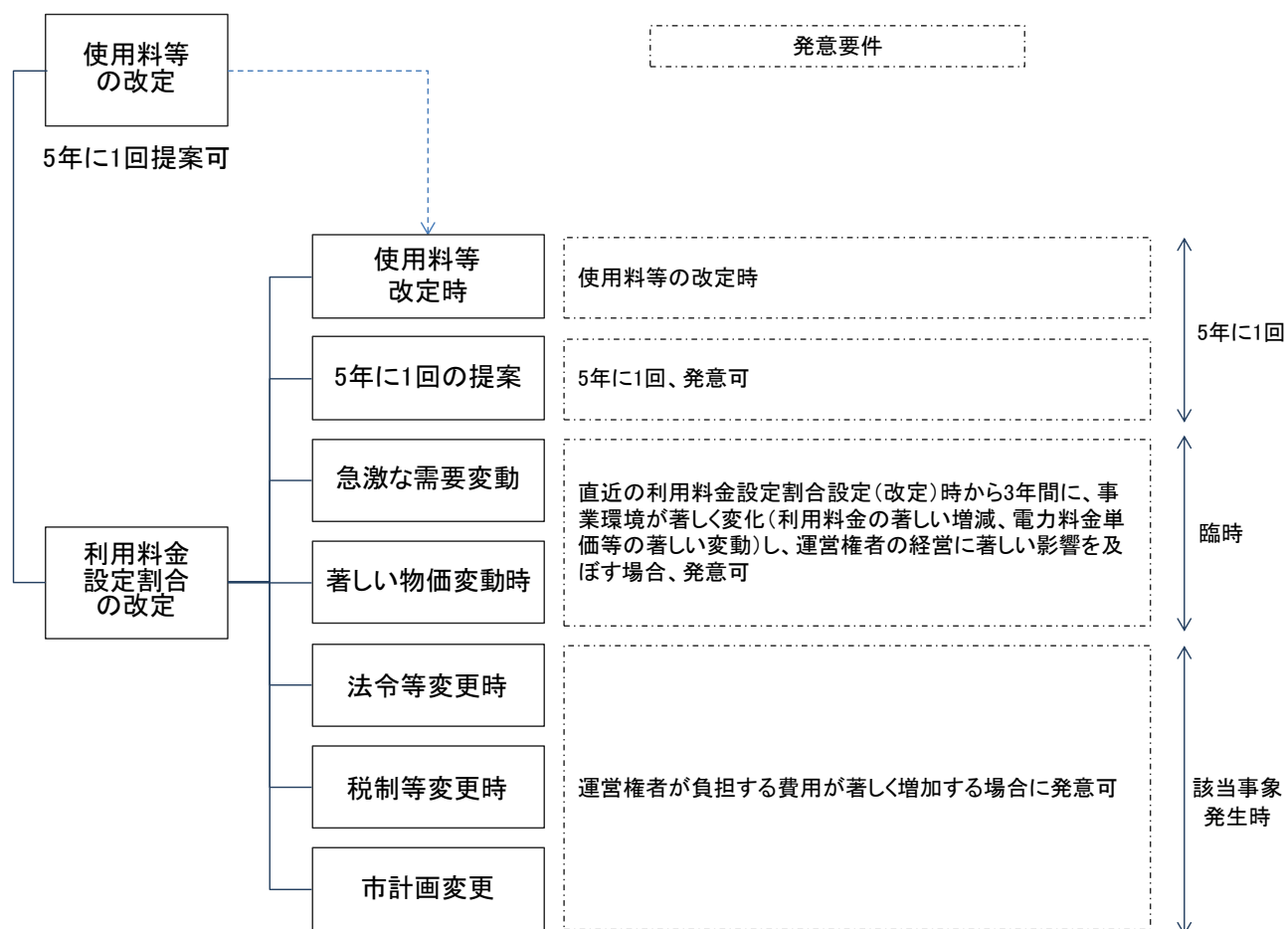
※² 運営権者は、自らが行う運営等の利便性を向上させるために自己負担による設備・機器の導入（例えば、運転管理の効率化に資する水質自動制御装置の導入が考えられる。）を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備・機器は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取るができるものとする。

※³ 運営権者は、任意事業の実施に必要な設備の導入（例えば太陽光発電設備の導入等が考えられる。）を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取るができるものとする。

※⁴ 市は、施設の新たな建設又は増築（例えば、排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築が考えられる。）を特定事業に関わらず運営権者と協議の上実施することができる。

※⁵ 運営権者が行う設置及び併置については、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続きが必要となる。

別紙2 利用料金設定割合の改定に関する運営権者発意のケース



別紙3 リスク分担表

段階	リスクの種類		リスクの内容	備考	負担者	
					市	運営権者
共通	譲渡手続き		運営権の設定等に必要となる諸費用	登録免許税等の費用負担		○
	知的財産権侵害		本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は運営権者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償			○
	情報の漏えい		市の帰責によるもの		○	
			運営権者の帰責によるもの			○
	環境問題		運営権者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題			○
			施設の存在に起因する環境問題		○	
	不可抗力		市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象	市が予め指定する範囲の損害（軽微な損害及び予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるもの）は、運営権者が負担する。範囲の詳細は実施契約書（案）に示す。		○
				公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の範囲内の復旧事業費は、国費を財源とし市が負担する。	○	
				公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の範囲外の損害で、運営権者の負担とならないものは、市が負担する。	○	
	法令等変更	一般法令	当該事業のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更	原則として運営権者がリスクを負うことになる。 ただし、一般法令等の変更が要求水準に影響する場合や国補助金の制度が変更される等、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	(○)	○
		特定法令変更	下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国の法令、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する。	協議	
		特定条例等変更	本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。	協議	
	税制変更		広く一般的に適用される税制等の変更			○
			当該事業に直接関係する税制等の変更により、運営権者の負担が著しく増減する場合	市と運営権者は利用料金設定割合改定について、協議を行うことができる。	協議	

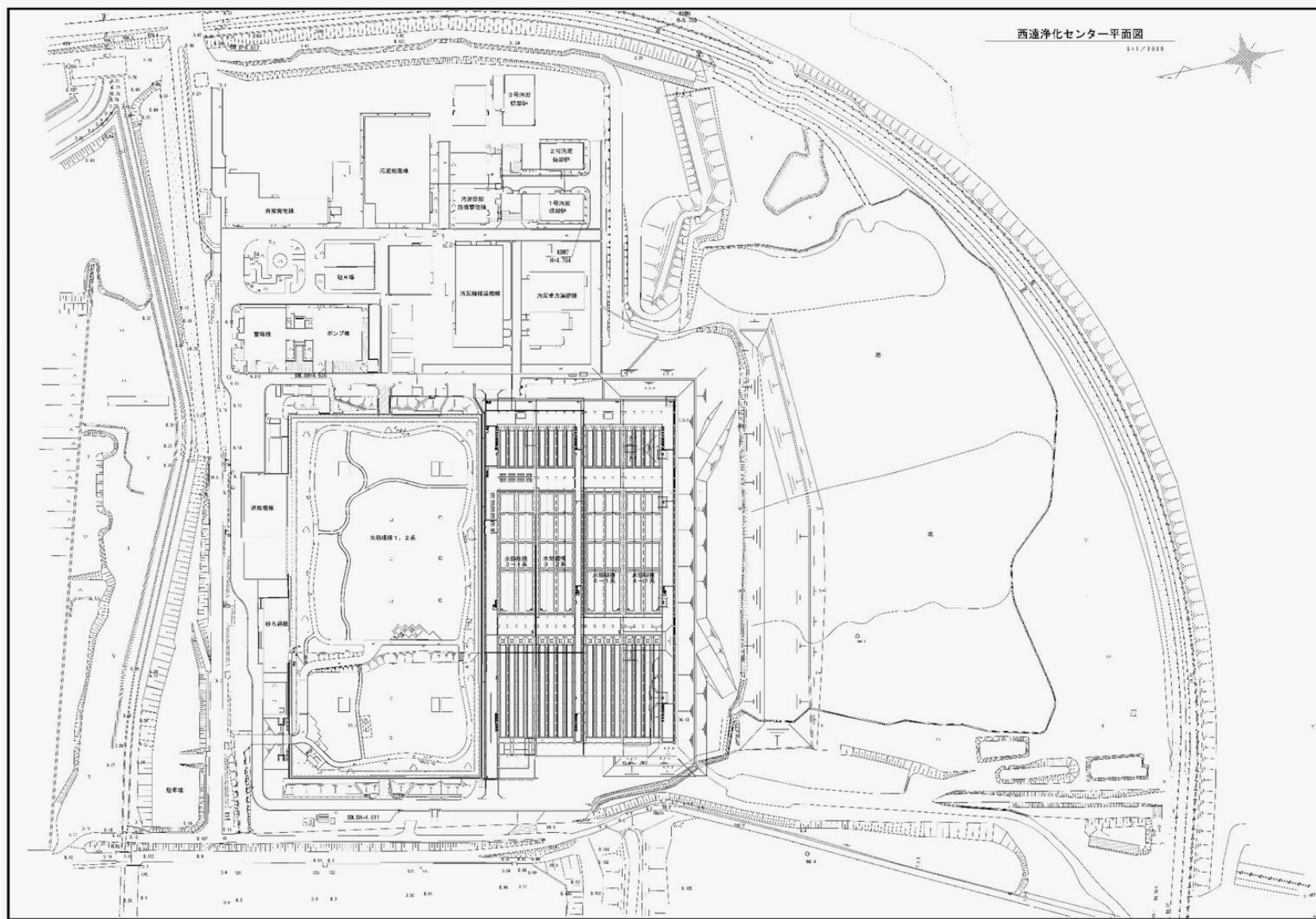
(○)○ は、リスク事象の発生状況により負担者及び負担割合が変わることを示す

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	運営権者
共通	業務遂行の中断・不能 (不可抗力除く)	実施契約にない市の要因に基づく業務遂行中断・不遂		○	
		上記以外の理由による業務遂行中断・不遂			○
	第三者損害 (近隣住民対応)	仕様・要求水準に従って施設整備を行っても避けることのできない第三者損害		○	
		施設が存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害		○	
		施設が存在自体に対する住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損		○	
		運営権者が行う改築工事や修繕及び維持に起因して発生する住民の反対運動や訴訟による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等			○
		運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	業務実施において第三者に及ぼした損害は運営権者が負担するのが原則。		○
	金利変動	金利変動によるコストの増加			○
	許認可	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○	
		運営権者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの			○
	資金調達	運営権者が調達すべき資金を運営権者の責により資金調達に失敗した場合			○
		市が調達すべき資金を、市の債務不履行のため、資金調達に失敗した場合		○	
	計画変更	事業内容、用途の変更等市側の事由により計画が変わる場合	運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	○	
		運営権者が立案した計画(時期・内容等)に起因して問題が生じた場合			○
	瑕疵担保責任	事業開始後に運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	実施契約締結日から6か月間に限り、運営権者は市に瑕疵担保請求を行うことができる。	○	
		事業終了後に運営権設定対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	事業終了日から6か月間に限り、市は運営権者に瑕疵担保請求を行うことができる。		○
		募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合	市は、これらの瑕疵については責任を負わない		○
改築	測量・調査	運営権者が実施した測量・調査結果に責がある場合			○
	施工	市の指示や変更により遅延、工事費増となる場合		○	
		運営権者側の要因により遅延、工事費増となる場合			○
	工事費の増大	著しい物価変動によるコストの増加	浜松市建設工事執行規則第35条の規定を準用する。	○	(○)
		上記以外の理由による工事費の増大			○
	国補助金交付不足	国補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	市と運営権者は協議の上、工事計画の見直しなどを行う。	協議	

○(○) は、リスク事象の発生状況により負担者及び負担割合が変わることを示す

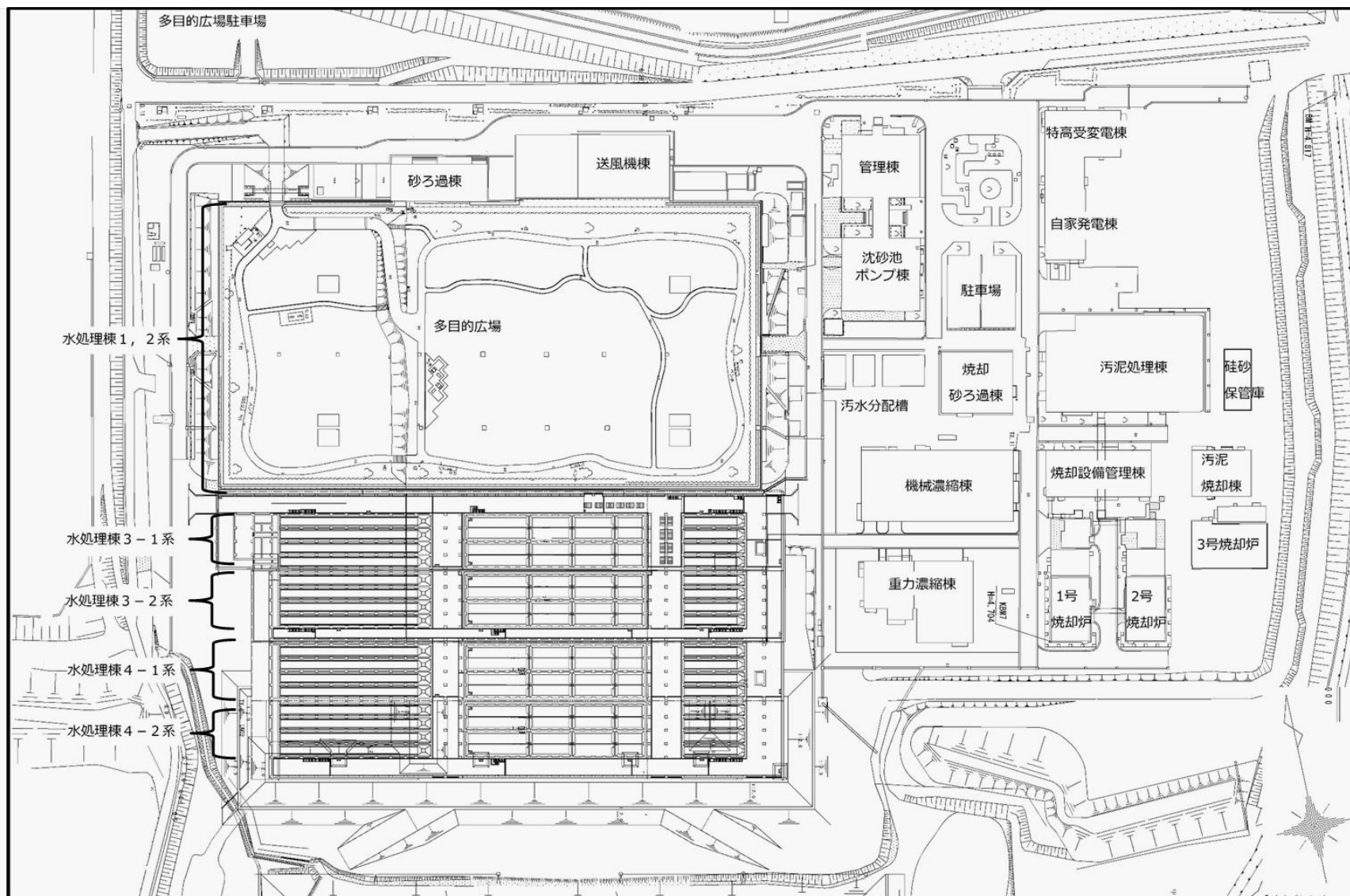
段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	運営権者
経営並びに修繕及び維持	料金未払	利用料金の滞納による減収	原則として運営権者がリスクを負うことになる。		○
	需要の変動による利用料金の増減	需要の変動に伴う利用料金の増減	需要に起因する利用料金の変動に関しては、原則として、運営権者が負う。		○
		急激な社会情勢等の変化による需要の著しい変動に伴う利用料金の増減	直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。	協議	
	流入水量の変動	要求水準で設定した範囲内の流入水量変動	需要に起因する水量の変動に関しては、原則として、運営権者が負う。		○
		要求水準で設定した範囲を超える著しい流入水量変動により、運営権者の負担する費用が著しく増減する場合	発生する負担について、市と運営権者は協議を行う。	協議	
	流入水質の変動	流入水質の変動に伴う処理費用の増減(要求水準書で定めた範囲内の場合)	要求水準書等で設定する範囲内では運営権者がリスクを負うことになる。		○
		流入水質の変動に伴う処理費用の著しい増減(要求水準書で設定した範囲を長期間にわたり継続的に超える場合)	発生する負担について、市と運営権者は協議を行う。	協議	
	施設損傷	施設の劣化に対して、運営権者が適切な維持及び修繕業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷			○
		市が遂行する業務に起因する施設への損傷		○	
	物価変動	物価変動による運営権者負担費用コストの増減	原則として運営権者がリスクを負うことになる。		○
		著しい電力料金等の変動による運営権者負担費用の著しい増減	直近の利用料金設定割合設定(改定)時から3年間に、電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合、臨時的に市と運営権者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。	協議	
	附帯事業	附帯事業の不振・事業計画不履行			○
	任意事業	任意事業の不振・事業計画不履行			○

別紙 4-1 西遠浄化センター一般平面図（全体）



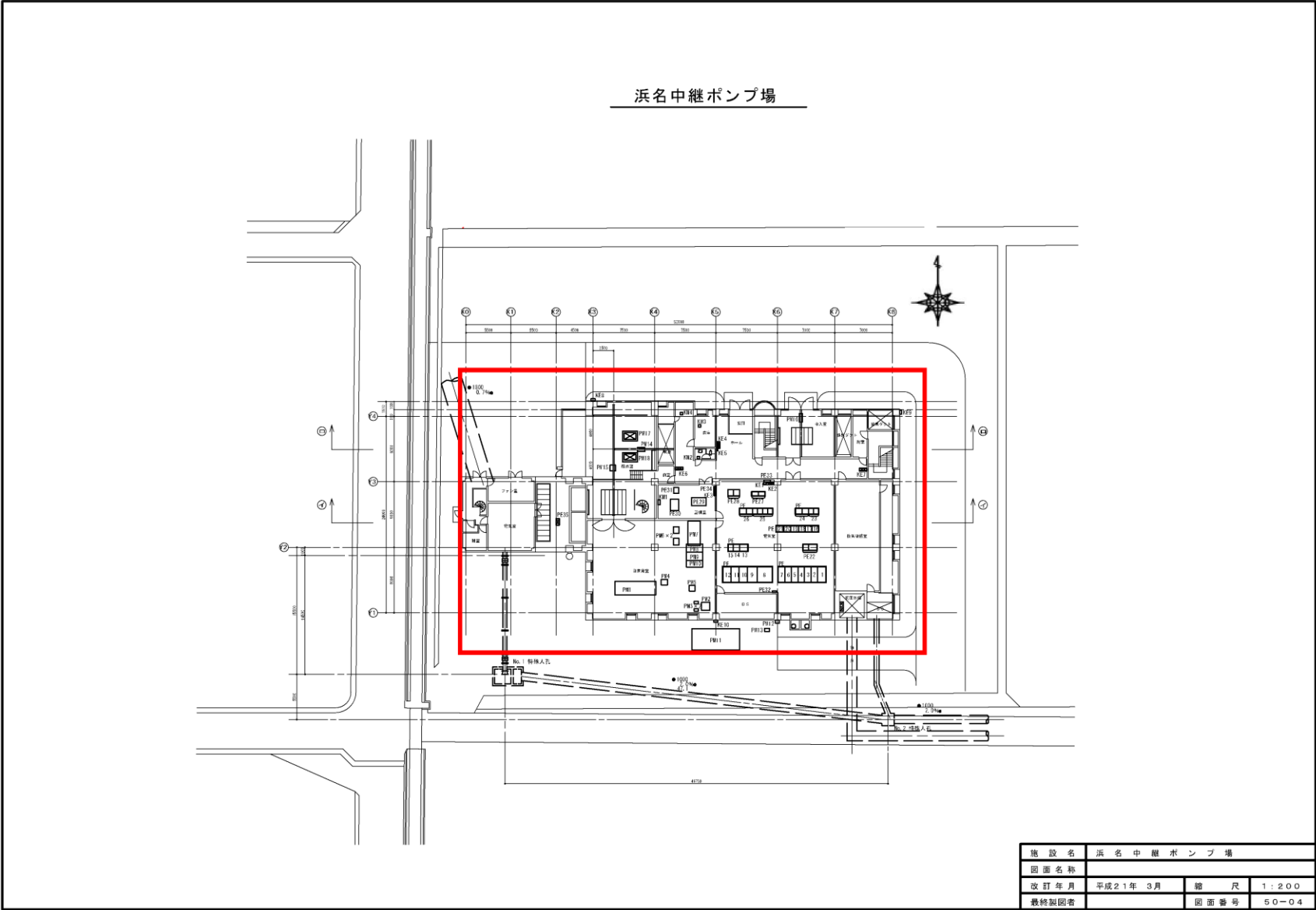
(出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成 27 年 4 月)

別紙 4-2 西遠浄化センター一般平面図（拡大）



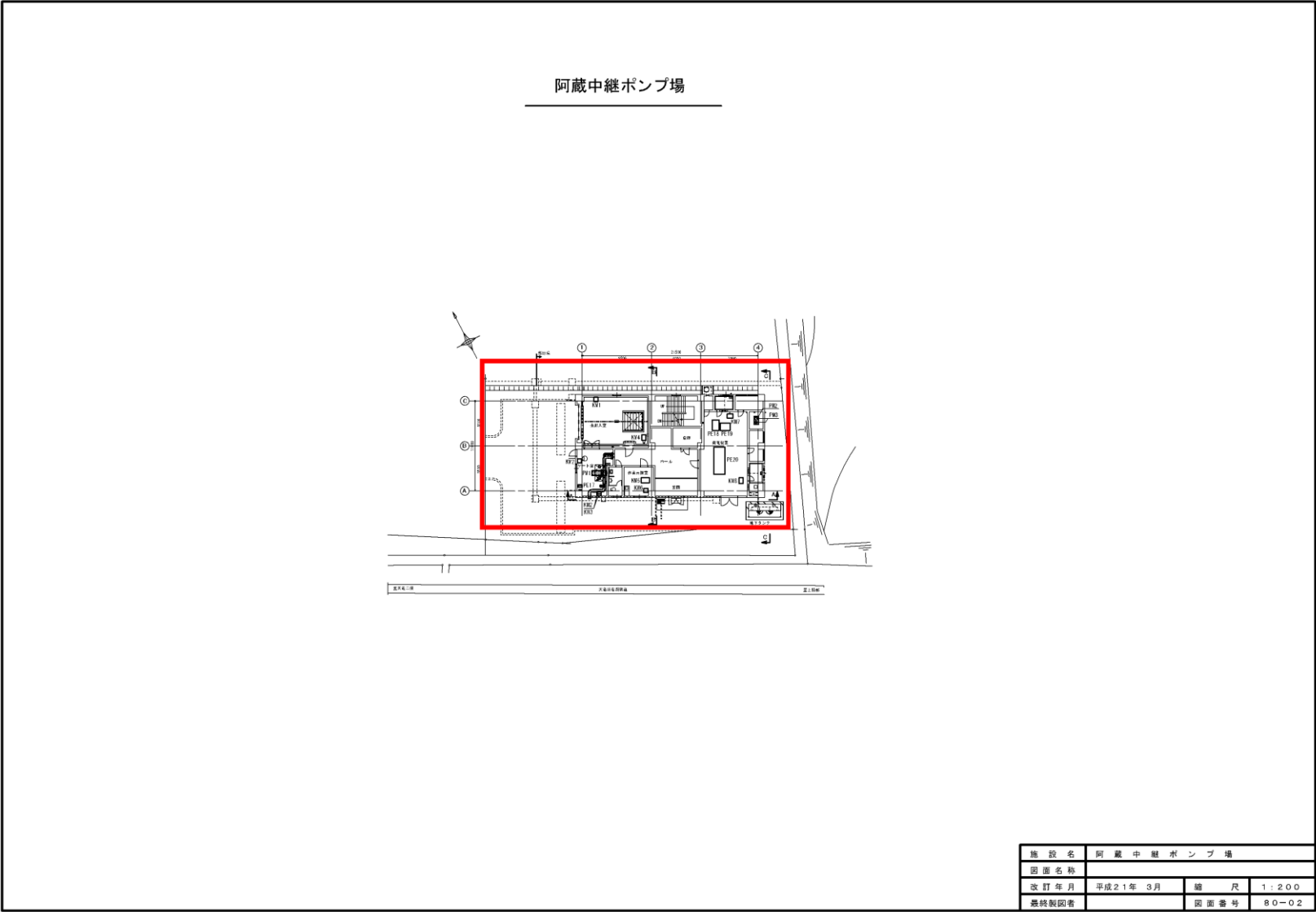
（出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成 27 年 4 月）

別紙 4－3 浜名中継ポンプ場一般平面図



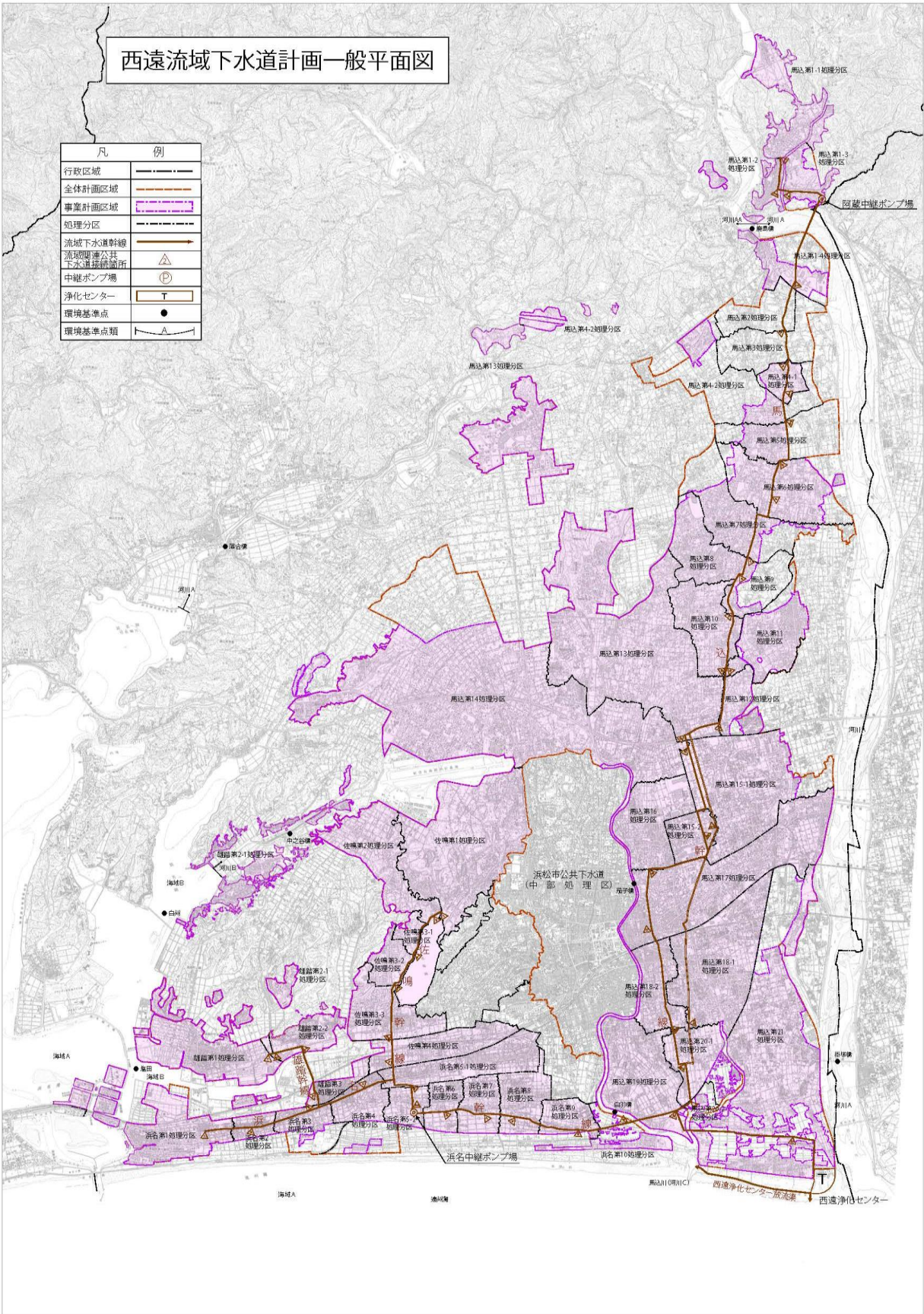
(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務 平成27年3月 浜松市)

別紙 4－4 阿蔵中継ポンプ場一般平面図



(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務 平成 27 年 3 月 浜松市)

別紙5 西遠処理区一般平面図



(出典：西遠流域下水道－水がきれいになるまで－ 静岡県)

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

特定事業の選定

平成28年2月29日

浜松市上下水道部

浜松市公告第 194 号－2

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業を特定事業として選定したので、第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 29 日

浜松市長 鈴木 康友

1 事業概要

(1) 事業名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等

西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場

(3) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(4) 事業方式

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）第 16 条の規定に基づき、西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場（以下「運営権設定対象施設」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定し、民間資金法第 2 条第 6 項の規定により運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

(5) 事業期間

事業期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日までを予定する。

ただし、実施契約に定める事由が生じ、市及び公共施設等運営権者（民間資金法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）が、事業期間の延長を申し出たときは、最長 5 年間、事業期間を延長することができる。

なお、公共施設等運営権の存続期間は、運営権設定日から事業終了日までとする。

(6) 事業範囲

運営権者が行う運営権設定対象施設に係る運営等の業務は、次のとおりとする。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。

(ア) 経営に関する業務

(イ) 改築に関する業務

(ウ) 修繕及び維持に関する業務

イ 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用削減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地内及び施設内において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

(7) 利用料金

運営権者は、利用料金を西遠処理区使用者から収受する。

利用料金の額は、浜松市下水道条例の規定に基づき汚水の排出量に従い算出した額に 3 割までの範囲内で浜松市水道事業及び下水道事業管理者の定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(8) 費用負担

ア 義務事業及び附帯事業

(7) 経営に関する業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 改築に関する業務

運営権者は、改築に係る費用の 10 分の 1 相当額を負担する。残り 10 分の 9 相当額は市が負担する。なお、市は、負担額の支払いあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。

また、運営権者が負担する改築に係る費用の 10 分の 1 のうち、事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰延資産相当額については、市が当該設備の健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。

(ウ) 修繕及び維持に関する業務

運営権者は、修繕及び維持に係る費用の全てを負担する。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

2 評価の内容

(1) 評価の方法

本事業のうち義務事業のみを対象として、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

また、上記の事業費総額の縮減に加えて、本事業を公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的な評価

ア 評価対象事業

- ・義務事業

イ 前提条件

市が自ら実施する場合及び公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の予定事業費の算定にあたり設定した主な前提条件について、次の表に示す。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表 1 評価前提条件の比較

区分	市が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合※
共通の条件	①事業期間：20年（平成30年4月～平成50年3月） ②割引率：1.59%（固定利付国債（20年）利率の平成22年10月～平成27年9月の5年平均） ③物価上昇率：見込んでいない	
経営に関する費用	①主な費用の項目 ・人件費 ・支払利息 ②算出根拠 平成26年度の静岡県管理時における職員数の実績をもとに算定	①主な費用の項目 ・人件費 ・モニタリング経費 ・支払利息 ・租税公課 ②算出根拠 業務の簡素化、効率化により一定の減員が実現するものとして算定
改築に関する費用	①主な費用の項目 ・調査・計画費 ・設計・積算費 ・改築費（機械・電気設備） ・焼却炉更新費 ②算出根拠 類似施設の実績値や現行施設の取得価格をもとに算定	①主な費用の項目 ・調査・計画費 ・設計・積算費 ・改築費（機械・電気設備） ・焼却炉更新費 ②算出根拠 発注時期の創意工夫による最適化、一括発注による効率

		化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用、修繕及び維持との一体化による仕様の最適化などによりコスト削減が実現するものとして算定
修繕及び維持に関する費用	①主な費用の項目 ・修繕費 ・ユーティリティー費 ・処理場等運転費 ・保守管理費 ・使用料徴収費 ・廃棄物処分費 ②算出根拠 平成22年度から平成26年度までの静岡県管理時における修繕費及び維持費の実績をもとに算定	①主な費用の項目 ・修繕費 ・ユーティリティー費 ・処理場等運転費 ・保守管理費 ・利用料金収受費 ・廃棄物処分費 ②算出根拠 発注時期の創意工夫による最適化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用、改築との一括発注による効率化などによりコスト削減が実現するものとして算定

※運営権者が実施する場合の経費には、本事業を市が下水道管理者として監理するために必要な人件費等の経費を含む。

※運営権者が実施する場合の運営権対価については、運営権者の費用となる一方で、市の収入となることから相殺される。

ウ 算定結果

上記(2)の前提条件に基づき市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約7.6%の削減が期待できることが確認された。

表2 VFMの値

項目	値
VFM (割合)	7.6%

なお、PSC¹及びPFI-LCC²については、事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

¹ Public Sector Comparator：市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したもの。

² Life Cycle Cost：公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したもの。

(3) 定性的な評価

本事業を公共施設等運営事業として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待することができる。

ア 業務の一体化による効率化

経営、改築、修繕及び維持の各業務を運営権者に一括して発注することにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や運営権者による創意工夫を見込むことができ、より効率的かつ機能的な運営が期待できる。

イ 良質なサービスの提供

運営権者の有する専門的な知識や技術、経営資源、創意工夫等を活用することにより、将来にわたる計画的かつ効率的なアセットマネジメントが実施され、持続可能な事業運営が期待できるとともに、高度な運転管理が実施され、公共用水域の水質保全に係る良好な成果が期待できる。

ウ 低炭素型下水処理の実現

性能発注による自由度の拡大により、運営権者の有する省エネルギーや発生汚泥の有効利用等に関する独自技術の活用や、創意工夫等の発揮が促され、環境負荷の低減が期待できる。

エ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスク分担において、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、事業開始前から分担を明確にすることにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、リスク発生の抑制、リスク発生時の損失拡大の抑制等の効果が見込まれる。

(4) 総合評価

本事業を、民間資金法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間中の事業費総額を約 7.6%（現在価値換算後）縮減することが期待できる。また、定量的な効果だけでなく、定性的な効果についても期待することができる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここに民間資金法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

募集要項

（平成 28 年 11 月 11 日改訂版）

平成28年11月11日

浜松市上下水道部

目 次

はじめに	1
第1 本公募の概要	2
(1) 公共施設等の管理者の名称.....	2
(2) 担当部局	2
(3) 募集要項等	2
第2 本事業の概要	4
(1) 事業の背景・目的.....	4
(2) 基本運営方針.....	4
(3) 用語の定義	5
(4) 本事業の対象施設.....	5
(5) 事業場所	6
(6) 事業方式	6
(7) 事業の範囲	6
(8) 事業期間	9
(9) 使用料及び利用料金.....	11
(10) 利用料金の設定及び収受.....	12
(11) 事業の費用負担.....	14
(12) 改築等の取扱い.....	15
(13) 市から運営権者への職員の派遣.....	16
(14) 運営権者が支払う運営権対価.....	16
(15) リスク分担の基本的な考え方.....	16
(16) 事業の実施状況のモニタリング.....	16
(17) 保険	17
(18) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	17
(19) 金融機関又は融資団と市との協議.....	17
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	18
1 募集及び選定の方法.....	18
2 選定スケジュール.....	18
3 応募者の参加資格要件.....	18
(1) 応募者の構成.....	18
(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件.....	19
(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件.....	21
4 公募手続き等	22
(1) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催.....	22
(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与.....	23
(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表.....	24

(4) 資格審査並びに附帯事業及び任意事業に関する予備的審査.....	24
(5) 現地調査	25
(6) 競争的対話の実施.....	25
(7) 提案審査	25
5 優先交渉権者の選定方法.....	26
(1) P F I 専門委員会.....	26
(2) 審査の方法	26
(3) P F I 専門委員会事務局.....	26
(4) 審査結果の公表.....	27
6 優先交渉権者選定後の手続き.....	27
(1) 基本協定の締結.....	27
(2) 基本協定が締結されない場合及び実施契約の締結に至らない場合の措置.....	27
(3) 市及び優先交渉権者による運営準備行為.....	27
(4) 運営権の設定及び実施契約の締結.....	27
(5) 義務事業の承継等及びその他準備.....	28
(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受.....	28
(7) 本事業の開始.....	28
7 応募に関する留意事項.....	28
(1) 応募の前提	28
(2) 応募者の提出する提案書類.....	29
(3) 提案書類の取扱い.....	29
(4) 市からの提示資料の取扱い.....	29
(5) 応募の無効	29
第4 その他	31
1 議会の議決	31
2 その他	31
別紙1-1 西遠浄化センター一般平面図（全体）	32
別紙1-2 西遠浄化センター一般平面図（拡大）	33
別紙1-3 浜名中継ポンプ場一般平面図.....	34
別紙1-4 阿蔵中継ポンプ場一般平面図.....	35
別紙2 任意事業実施可能な敷地.....	36
別紙3-1 任意事業に関する貸付料.....	37
別紙3-2 任意事業等に関する貸付料の減免措置.....	38
別紙4 P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性.....	39
別紙5 料金収受代行業務フロー.....	40
別紙6 守秘義務対象の開示資料.....	41

はじめに

浜松市（以下「市」という。）は、浜松市公共下水道事業における西遠処理区（以下「本処理区」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2 以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下「S P C」という。）に対して、本処理区運営権者（以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

本募集要項は、市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用する。また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束するものとする。

第 1 本公募の概要

(1) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(2) 担当部局

浜松市上下水道部 上下水道総務課 官民連携グループ（以下「担当部局」という。）

住所： 浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号

電話番号：053-474-7019

電子メールアドレス： gesui-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

本公募において実施する事務に関し、以下のとおりアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置くこととし、必要な助言を求める。

- ① 新日本有限責任監査法人
- ② アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(3) 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑨までの書類（これらに補足資料、浜松市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。①から⑧までの書類は、審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑥までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）

- ⑤ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング基本計画（案）
（以下「モニタリング基本計画（案）」という。）
- ⑥ 関連資料集
- ⑦ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑧ 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑨ 参考資料集

なお、募集要項等と浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針（平成 28 年 2 月 29 日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する意見又は質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2 本事業の概要

(1) 事業の背景・目的

本事業の対象施設を含む西遠流域下水道事業は、公共用水域の水質汚濁の防止と地域住民の生活環境の改善を図るため、静岡県で最初の流域下水道として昭和48年度に事業着手され、その後、旧浜松市、旧可美村、旧舞阪町、旧雄踏町、旧浜北市、旧天竜市の順で供用が開始された。平成17年7月1日の天竜川・浜名湖地域12市町村の合併により、流域下水道事業に関連する3市2町（旧可美村は平成3年5月1日に合併済）が全て浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年5月26日法律第59号）第20条の規定に基づき、平成28年4月1日に静岡県から浜松市の公共下水道に事業移管された。

西遠流域下水道の処理区（西遠処理区）は、平成27年度末において、面積が10,346ha、年間汚水処理水量が4,477万 m^3 と、浜松市公共下水道全体のそれぞれ13,944ha、8,745万 m^3 に対し、約5～7割を占める最大の処理区である。

市では、移管に伴い本処理区に従事する職員の配置が必要となるが、行財政改革の一環として組織のスリム化に取り組んでおり、西遠処理区を運営するために大幅な増員は難しい状況にある。あわせて、この移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要もある。

このため、本処理区に係る主要施設である西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における運営等について、PFI法に基づく本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されるとともに、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待するものである。

さらには、それを踏まえた上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。

(2) 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、運営権者に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

ア 公共用水域の水質保全と循環型社会の構築に資するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、汚水と汚泥を適正に処理すること。

イ 低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。

ウ 市と民間事業者の技術力を協働で発揮し、施設や設備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の的確な保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減に取り

組むこと。

エ 簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。

オ 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。

(3) 用語の定義

本募集要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義
経営	事業全体を管理・遂行すること 事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、モニタリング等
改築	更新、長寿命化及び附設の総称
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
維持管理	修繕、維持の総称
修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの

(4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設（以下「運営権設定対象施設」という。）は、以下のとおりである。

- ① 西遠浄化センター（放流渠及び多目的広場駐車場を含む）
 - ・ 供用開始：昭和 61 年 10 月
 - ・ 処理方式：水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮－脱水－焼却
 - ・ 処理能力：全体計画…400,000 m³/日（日最大）、現状…200,000 m³/日（日最大）
 - ・ 水処理系列数：全体計画…8 系列（64 池）、現状…4 系列（32 池）
- ② 浜名中継ポンプ場
 - ・ 供用開始：平成 9 年
 - ・ 種 類 別：汚水中継ポンプ場
 - ・ 能 力：全体計画…89 m³/分（時間最大）、現状…57 m³/分（時間最大）
- ③ 阿蔵中継ポンプ場

- ・ 供用開始：平成 13 年 11 月
- ・ 種 類 別：汚水中継ポンプ場
- ・ 能 力：全体計画…5.2 m³/分（時間最大）、現状…3.5 m³/分（時間最大）

(5) 事業場所

ア 所在地等

本事業用地は、以下のとおりである。なお、各施設の一般平面図は別紙 1 に示す。

表 1 本事業用地

運営権設定対象施設	所在地	面積
西遠浄化センター	浜松市南区松島町 2 5 5 2 番地の 1	約 280,590 m ²
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町 1 6 8 1 番地	約 3,700 m ²
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵 3 3 0 番地の 5	約 590 m ²

イ 本事業用地の貸付について

本事業用地は全て地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条の 1 第 4 項に規定する行政財産にあたる。運営権者が第 2（7）アに示す義務事業を行うに当たっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第 2（7）ウに示す任意事業を行う場合には、運営権者は市と公有財産賃貸借契約を締結することで、第 2（8）アに規定する本事業期間中は、本事業用地を使用できるものとする。

(6) 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

第 3-5 に定める手続きによって選定され、市との間で基本協定（第 3-6（1）に規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする S P C を設立する。

S P C は市から運営権設定対象施設について運営権の設定を受け、運営権者となる。

運営権者と市は実施契約を締結し、これに定めるところにより、本事業を実施する。

(7) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。

なお、運営権者は、本事業に係る業務のうち、経営における企画・管理業務及び改築における監督業務を除いて第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。また、委託等を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）、実施契約書

(案)を参照すること。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に係る業務

- ・事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・委託等
- ・利用料金の収受
- ・モニタリング
- ・危機管理及び技術管理
- ・環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・更新
- ・長寿命化
- ・附設

(ウ) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・修繕
- ・維持

イ 附帯事業¹

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第 3-3(1)に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。

市は汚泥処理工程を活用した附帯事業を想定しているが、応募者の創意工夫により、他の工程を活用した附帯事業の提案があった場合はこれを妨げない。応募者が提案審査において附帯事業を提案する場合、平成 28 年 8 月 16 日から平成 28 年 8 月 23 日までに参加資格審査申請書とともに提案概要書を市に提出し、予備的審査を受けること。市は提案概要書のうち附帯事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

市は運営権者に汚泥を無償で提供する。また、附帯事業から得られる収入は運営権者に帰する。想定される汚泥の質と発生量は、要求水準書（案）「別紙 4 設計条件」に示す。ただし、市は提供する汚泥の量及び質等について何ら責任を負わない。

¹ 附帯事業の例としては、汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業や固形燃料化事業などが想定される。

ウ 任意事業²

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

運営権者は、別紙 2 に示す敷地の範囲内において関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で、任意事業を提案することができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずること。なお、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て運営権者の責によるものとする。

応募者が提案審査において任意事業を提案する場合、平成 28 年 8 月 16 日から平成 28 年 8 月 23 日までに参加資格審査申請書とともに提案概要書を市に提出し、予備的審査を受けること。市は提案概要書のうち任意事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。事業期間中に提案を行う場合においても、同様の提案概要書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。ただし、提案概要書を提出した場合であっても、応募者の判断により、提案を取り消すこともできる。

任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適法化法」という。）第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合は、運営権者が相当額を負担する。

なお、任意事業を行うに当たっては、運営権者は、市と公有財産賃貸借契約を締結しなければならない。

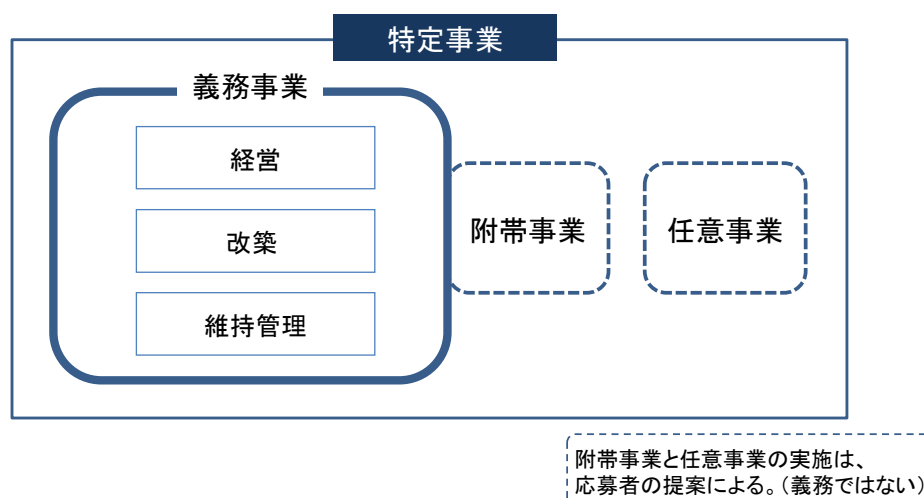


図 1 事業範囲の定義

² 任意事業の例としては、太陽光発電事業や風力発電事業、下水道技術の調査研究事業などが想定される。

表 2 附帯事業と任意事業の整理

区分	運営権	施設所有権	設置費・改築費 負担	維持管理費 負担
義務事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
附帯事業	設定対象	市	市・運営権者	運営権者
任意事業	設定対象外	運営権者	運営権者	

なお、事業の範囲は、別紙 4「P F I 法等における用語と本事業における用語の関係性」も参考にすること。

(8) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の 20 年を経過する日が属する事業年度の末日（第 2(8)イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は平成 30 年 4 月 1 日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は平成 50 年 3 月 31 日を予定している。

なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第 2(8)ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は 1 回に限るものではない。

詳細は実施契約書（案）において示すものとする。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 20 年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の 25 年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない³。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅

³ 例えば、運営権設定日が平成 29 年 10 月 1 日、本事業開始日が平成 30 年 4 月 1 日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は平成 50 年 3 月 31 日とし、本事業の延長がされたときであっても、その終了日は平成 55 年 3 月 31 日を超えることはできない。

する。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

(イ) 本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額

市は、第2(11)ア(イ)に示す運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払った本事業期間終了以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭（以下「減価償却費等相当額」という。）を運営権者に対して支払う。

(ウ) 原状回復費用等

運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書（案）「第11章（1）施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、第2(8)エ(イ)に示す支払い額から控除する方法により支払う。

(エ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地内及び施設に所有する資産（市が買い取る資産を除く。）については、全て運営権者の責任において処分しなければならない。この場合、本事業用地については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、市又は市の指定する者が必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。この場合、当該資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡すものとする。なお、買取価格の算定方法は、市又は市の指定する第三者の指名する評価専門家（事業期間終了後に本事業を実施する者を新たに公募する場合は、市の指定する評価専門家とする。）及び運営権者の指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続によるものとするが、売却される資産の額が少額である場合には、簡便な方法により算定されるものとする。

(オ) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

表 3 予定事業期間

内 容	期 日
運営権設定日	平成 29 年 10 月
義務事業の承継等	平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月
本事業開始日	平成 30 年 4 月 1 日
本事業終了日・運営権存続終了日	平成 50 年 3 月 31 日 ※平成 55 年 3 月 31 日（最大限延長した場合）

(9) 使用料及び利用料金

ア 本事業における使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、本処理区において下水を公共下水道に排除してこれを使用する者（以下「使用者」という。）は、当該公共下水道を使用したことで市に支払う料金（以下「使用料」という。）及び運営権者に支払う料金（以下「利用料金」という。）を使用料と利用料金を併せて以下「使用料等」という。）を支払うものとする。

なお、使用料等の算出方法は、浜松市下水道条例（昭和 37 年浜松市条例第 21 号。以下「下水道条例」という。）の規定に基づくものとし、使用者が支払う金額は、汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。

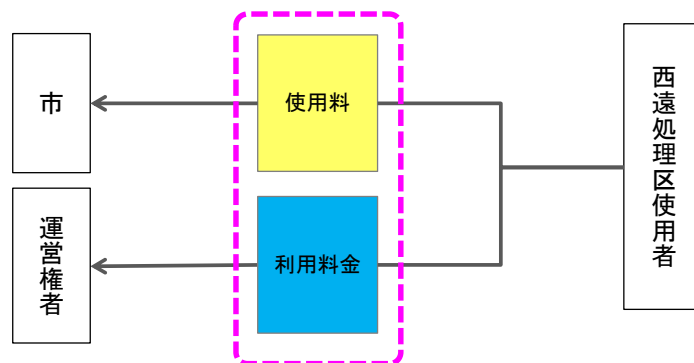


図 2 料金の名称

イ 使用料等の改定

市は、下水道条例で定める使用料等の改定⁴（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

運営権者は、5 年に 1 回⁵、料金改定に関して市に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、市と運営権者は協議を行う。なお、あわせて利用料金設定割合（第 2(10)に示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う

⁴ 本処理区のみならず、他の処理区も含めた市全体に係る改定。

⁵ 提案を受け付ける時期は、平成 35 年度、平成 40 年度及び平成 45 年度の 3 回とする。

ものとする。

(10) 利用料金の設定及び収受

ア 利用料金の算定

運営権者は、利用料金を使用者⁶から収受する。

当該利用料金は、第 2 (9) アに示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。市は、第 2(10)ウに示す利用料金の構成（義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。）に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規程（昭和 43 年浜松市下水道部管理規程第 7 号）において規定する。なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は 27%とする。ただし、事業開始日までの間に市が料金改定を行う場合、市は運営権者が収受する利用料金の見込総額が提案時と変わらない額となるよう利用料金設定割合の変更を行う場合がある。

イ 利用料金設定割合の改定

(ア) 料金改定に伴う利用料金設定割合の改定

運営権者は、第 2(9)イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、5 年に 1 回⁷、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、第 2(9)イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行うものとする。

ただし、本事業と関係の無い目的で市が料金改定を行う場合、市は利用料金設定割合を見直す場合がある。

(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近 3 年の間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下 a、b 又は c のいずれかの事象が発生する場合とし、詳細は実施契約書（案）に示す。

a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が、市が参考資料集で示した利用料金見込額から直近 3 年の間に累積で 5.5%以上増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合

b 日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（総平均）が、直近 3 年の間に累積で 3%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

⁶ 西遠処理区に対して区域外接続を行う使用者は、本事業においては本処理区使用者と同じとみなし、利用料金の収受対象とする。

⁷ 提案を受け付ける時期は、平成 35 年度、平成 40 年度及び平成 45 年度の 3 回とする。

c 日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（電力・都市ガス・水道）が、直近 3 年の間に累積で 12%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

(ウ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合として以下 a、b 又は c のいずれかの事象が発生する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。

a 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

b 義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等⁸の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

c 市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

(エ) その他市が必要と認める場合

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、利用料金設定割合の改定の必要性が発生した場合、市は、運営権者に協議を申し入れることができる。

ウ 利用料金の構成内容

運営権者が収受する利用料金の構成を表 4 に例示する。実施契約締結後、同表を参照して市と運営権者は利用料金の構成を定める。経営に係るモニタリングについては、上記で定める構成を基に行う。また、利用料金設定割合の改定に際しても、市と運営権者が定めた利用料金の構成を基に協議を行う。

表 4 利用料金の構成

項目		内容
①経営	a. 一般管理費	経営全般に係るもの
	b. 支払利息	運営権者に係る支払利息
	c. 租税公課	運営権者に係る税金等
②改築	d. 改築費	改築に係る運営権者が負担する費用
③ 維持管理	e. 修繕費	修繕に係るもの
	f. ユーティリティ費	電気、薬品、消耗品、燃料費等の調達に係るもの
	g. 処理場等運転費	処理場及びポンプ場等の運転に係るもの
	h. 保守管理費	保守点検等に係るもの
	i. 利用料金収受費	利用料金収受に係るもの
	j. 廃棄物処理費	廃棄物処理に係るもの
	k. その他費用	その他業務に係るもの
④利潤	l. 利潤	経営に必要な利潤

⁸ 直接関係する税制等とは、具体的には、事業所税を想定しており、広く一般に適用される法人税などではない。

エ 利用料金収受代行業務

実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市は利用料金について、運営権者を代行して、市が受け取る使用料や水道料金と併せて徴収する。市は徴収した利用料金を保管し、翌々月末日までに運営権者に送金する。運営権者は浜松市上下水道部における会計間の負担に関する事務取扱基準第4条(1)に基づく下水道使用料の調定及び収納等に関する経費のうち、本事業に係るものを委託料として市に支払う。なお、運営権者は委託料を年間2回(10月及び5月)に分けて支払う。実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約及び委託料の算定方法の詳細については実施契約書(案)に示す。

なお、利用料金収受代行業務の概要を別紙5「料金収受代行業務フロー」に示す。

オ 債権の担保のための利用料金の引当て

要求水準違反違約金及び契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

本処理区における未納者への支払いの催促等については第2(10)エに示した契約に基づき、市が運営権者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書(案)に示す。

(11) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。

ア 義務事業及び附帯事業

(ア) 経営に係る業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

(イ) 改築に係る業務

運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額のうち本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額を除いた部分を負担することとし、市は、改築に係る費用の10分の9相当額を負担することとする。市は、運営権者が市に代わって支払った10分の9相当額の支払いにあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。市から運営権者の支払いについては、国補助金の制度に基づいたスケジュールとし、詳細は実施契約書(案)に示す。また、年度をまたいで行われる工事については、出来高払いとすることができる。なお、本事業においては、前払金は想定していない。

運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち第2(8)エ(イ)に示す本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額を、市は本事業期間終

了時に運営権者に対して支払う。ただし、運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書（案）「第 11 章（1）施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額の支払い額から控除する方法により支払う。

（ウ）維持管理に係る業務

運営権者は、維持管理に係る費用の全てを負担する。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

任意事業を実施する場合、運営権者は浜松市に対して、浜松市公有財産管理規則（昭和 39 年浜松市規則第 30 号）及び浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和 39 年浜松市条例第 34 号）に基づき、任意事業に要する面積に応じて算定される当該年度の貸付料を、任意事業を実施しようとする当該年度開始日の前日までに一括で市の指定する口座に振り込むものとする。貸付料の詳細は、別紙 3 に示す。

（12）改築等の取扱い

ア 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、実施契約に基づき運営権設定対象施設の改築を行う。市は本事業期間中の改築に要する総額を約 278.9 億円（消費税及び地方消費税を含まない。）と想定している。これを上限として、応募者は改築について提案すること。なお、5 事業年度毎の上限額は提案様式Ⅱ - 1 に示すとおりである。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改築を行った施設の所有

市又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改築の対象

市及び運営権者は、協議の上、詳細を定める。改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、運営権者が提案し市が必要と認めたものは、国補助金の対象とならない改築も実施することができる。

エ 本事業開始後に市が実施する工事の取扱い

本事業開始後に市が公益上の判断により実施する工事については、市が費用負担する。運営権者の業務に調整が必要となる工事は、市は運営権者と協議の上、実施するものとする。

(13) 市から運営権者への職員の派遣

運営権者がPFI法に基づく市職員の派遣を要請した場合は、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。当初派遣期間は関連法令等に基づき3年とし、運営権者が派遣期間の延長を希望する場合は、市の同意を必要とする。市から運営権者へ派遣する人員の人件費、福利厚生費については、市の規定を適用して手続きを行うが、義務事業及び附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）とは別に運営権者がその費用を負担するものとする。

応募者が職員派遣の要請を検討する場合、詳細については、参加資格審査終了後に行われる競争的対話において調整する。

(14) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、運営権対価を市に支払うものとする。運営権対価は、0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は自らが提案した運営権対価のうち4分の1（以下「運営権対価前払金」という。）については本事業開始までに支払うものとし、残る運営権対価は、事業期間にわたり分割（以下「運営権対価分割金」という。）で毎事業年度開始日の前日までに支払うものとする。なお、運営権対価分割金の分割方法は均等とすることとし、市は運営権対価分割金に対して利息を設定しない。

また、運営権者は合意延長の実施の有無に関わらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

(15) リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、原則として運営権者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的理由がある事項については、市がリスクを負うものとする。個別のリスクの詳細については実施契約書（案）に示す。

(16) 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う。

実施契約及び要求水準書で規定する内容が充足していないことが判明した場合、市は、運営権者に対して是正措置や要求水準違反違約金を求めることができる。

モニタリングの具体的な方法等については、モニタリング基本計画（案）を参照のこと。

(17) 保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の賠償責任保険を付保するものとする。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

(18) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市又は運営権者は各々の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講ずるものとする。措置等を講じたにも関わらず、本事業の継続が困難な場合は、実施契約の定めるところにより、実施契約は解除又は終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第2(8)エ(イ)、(ウ)及び(エ)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、実施契約書（案）を参照のこと。

(19) 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の選定は公募型プロポーザル方式による。

2 選定スケジュール

市は、表5のスケジュールに沿い、優先交渉権者を決定する予定である。なお、市は同スケジュールを変更することができる。

表5 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成28年 5月31日	募集要項等(要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成28年 6月 7日	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 6月 1日～6月20日	募集要項等に関する質問受付
平成28年 8月 5日	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 8月16日～8月23日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成28年 8月30日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成28年 9月 2日～ 9月30日	現地調査及び競争的対話
平成28年12月 1日～12月 5日	提案書類の提出
平成29年 3月	優先交渉権者の選定、基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、第2(7)に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募者が優先交渉権者に選定された場合、応募企業又はコンソーシアム構成員は、第3-6(3)アに示すSPCに出資して本議決権株式（実施契約書（案）に定

める本議決権株式をいう。)の全ての割当てを受けるものとする。なお、コンソーシアムの場合は代表企業の議決権比率が唯一最大とならなければならない。

- ⑤ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第3(2)及び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査書類の提出以降、応募企業若しくはコンソーシアム構成員を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となることも認めない。
- ⑦ 本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、多様な資金調達上の工夫の一環として、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。この場合において、応募者が株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者のコンソーシアム構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。なお、市は、同機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせるものとする。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年浜松市告示第390号）の規定により、平成27・28年度の競争入札参加資格の認定を受けている者。なお、当該認定を受けていない者で、本プロポーザルに参加しようとする者は、市が定める様式により申請をし、当該認定を受けている者と同等の能力を有することの認定を得る必要がある。

- ⑤ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、浜松市物品の購入等に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 市が発注した「浜松市公共下水道西遠処理区公共施設等運営事業に係るアドバイザー業務」を受託した新日本有限責任監査法人（協力事業者としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び株式会社日本経済研究所）及び株式会社NJS、「平成26年度西遠流域下水道に係る公共施設等運営事業の実施に向けた基本計画策定業務」を受託した新日本有限責任監査法人（協力事業者としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所）、「西遠浄化センターを核とした浜松市における地域活性化のための基盤整備調査業務」及び「西遠流域下水道移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入（情報整備調査）業務委託」を受託した地方共同法人日本下水道事業団（受託者として日本上下水道設計株式会社）、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

新日本有限責任監査法人

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- ⑧ 第3-5(1)に規定するPFI専門委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑩ 本市の市議会議員が役員等となっている法人（主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）に該当しない者であること。
- ⑪ 本市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は浜松市水道事業及び下水道事業管理者が役員等となっている法人（主として本市の公共施設等運営権者の業務、本市の指定管理者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるもの）に限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）に該当

しない者であること。

- ⑫ 上記⑥から⑩までに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件

ア 応募企業は、次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の実績要件を満たすこと。

(ア) 次のいずれかを満たすこと。

- a 平成 28 年度に実施中の P F I 法に基づく事業で、国、国の出資若しくは拠出に係る法人、都道府県又は指定都市を管理者とするものであり、かつ事業期間が 10 年以上である事業に係る実績を有すると認められること。なお、事業内容に施設の維持管理を含むと認められる事業に限る。また、共同企業体により実施中の事業については代表企業であると認められること。
- b 平成 28 年度に外国において実施中の上下水道に係る P F I 類似事業であり、かつ事業期間が 10 年以上である事業に係る実績を有すると認められること。なお、事業内容に施設の維持管理を含むと認められる事業に限る。また、共同企業体により実施中の事業については代表企業であると認められること。

(イ) 次のいずれも満たすこと。ただし、必ずしも同一処理場における実績に限定しない。

- a 平成 13 年度以降に、終末処理場における水処理施設の機械設備工事（対象水量 1 万立法メートル以上の散気装置を対象とし、補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であると認められること。
- b 平成 13 年度以降に、日量 30 t 以上の下水脱水汚泥を処理する能力を有する焼却炉施設又は炭化炉施設の建設工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であると認められること。
- c 平成 13 年度以降に、次の (a) 若しくは (b) の電気設備工事（補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であると認められること。
 - (a) 処理能力日量 1 万立法メートル以上の終末処理場における中央監視装置
 - (b) 日量 30 t 以上の下水脱水汚泥を処理する能力を有する焼却炉施設又は炭化炉施設に係る電気設備
- d 機械器具設置工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 850 点以上の者であること。
- e 電気工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 850 点以上の者であること。

- (ウ) 次のいずれも満たすこと。ただし、必ずしも同一処理場における実績に限定しない。
- a 平成 13 年度以降に、処理能力日量 1 万立法メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場において、水処理施設の維持管理業務を受託した実績が 1 年以上あること。
 - b 平成 13 年度以降に、日量 30 t 以上の下水脱水汚泥の焼却又は炭化工程を含む汚泥処理の維持管理業務を受託した実績が 1 年以上あること。
- イ 代表企業は、上記アの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち、一つ以上の要件を満たすこと。ただし、(イ)については、a、b 又は c のうち、いずれかを満たし、かつ d 又は e のいずれかを満たせばよい。
- なお、不足する要件については、コンソーシアムの他の構成員が、必ず有すること。また、(イ)の要件について代表企業に不足する要件がある場合、当該不足する要件については、コンソーシアムの他の構成員が、必ず有すること。

4 公募手続き等

(1) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

市は、募集要項等に関する説明会及び現地見学会を、以下のとおり開催する。

ア 説明会

(ア) 開催日時

平成 28 年 6 月 7 日(火) 午前 10 時 15 分～午前 11 時 30 分

(イ) 開催場所

浜松市地域情報センター（1 階ホール）

浜松市中区中央一丁目 12 番 7 号（J R 浜松駅から徒歩 12 分）

(ウ) 内容

募集要項等の構成、公募手続き等（予定）

(エ) 留意事項

- ・会場の駐車場は利用できないため、公共交通機関又は周辺の駐車場を利用すること。
- ・会場受付において参加申込書の原本を提出すること。
- ・参加する者は、自ら募集要項等を持参すること。
- ・募集要項等に関する質問がある場合は、別途示す様式集の質問書により提出すること。（会場での質問の受付及び質問への回答は行わない。）
- ・写真撮影、映像撮影は禁止する。

イ 現地見学会

(ア) 開催日時

1 回目 平成 28 年 6 月 7 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2 回目 平成 28 年 6 月 7 日(火) 午後 3 時～午後 4 時

※参加受付完了の返信時に市が指定する。

(イ) 開催場所

西遠浄化センター

浜松市南区松島町 2552 番地の 1 (J R 浜松駅より車で約 25 分)

(ロ) 内容

西遠浄化センター内の主要各施設の見学

※3 月 10 日の見学会と概ね同内容

(エ) 留意事項

- ・現地までの交通機関は各自で確保すること。(会場駐車場利用可能)
- ・会場受付(管理棟玄関)において参加申込書の原本を提出すること。
- ・現地見学会中は、写真撮影、映像撮影を許可するが、誘導する市職員の指示に従うこと。
- ・参加する者は、ヘルメットを持参すること。

ウ 申し込み

参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1 者につき 2 名までとする。参加を希望する場合は、様式集及び記載要領に定める参加申込書を平成 28 年 6 月 3 日(金)午後 2 時までに、第 1 (2)の担当部局へ電子メールにて送信の上、各会場において原本を提出すること。なお、当日、会場での申込みは受け付けない。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、平成 28 年 6 月 3 日(金)午後 5 時までに電子メールで受付完了の返信を行う。

(2) 守秘義務対象の開示資料の貸与

ア 守秘義務対象開示資料

市は、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする関連資料集及び参考資料集からなる開示資料(以下「守秘義務対象開示資料」という。)を貸与する。参加資格審査までに開示する守秘義務対象開示資料は、別紙 6 に示す。また、参加資格審査以降、市は参加資格があるとされた者に対し、追加の守秘義務対象開示資料を開示する予定である。追加の守秘義務対象開示資料については、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である。

イ 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、守秘義務対象開示資料貸与申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書には、参加資格審査以降で開示される資料の守秘義務を含むものとする。

受付期間：平成 28 年 6 月 1 日(水)午前 9 時から平成 28 年 8 月 20 日(月)午後 5 時まで(必着)

提出方法：様式集及び記載要領に従って記入し、第 1(2)の担当部局まで電子メールにより送信した上で、提出期限までに郵送等で送付すること。

貸与方法：守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を第1(2)の担当部局が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

第二次被開示者への開示方法：様式集及び記載要領に定める方法に従うこと。

ウ 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、市に郵送等で送付すること。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

ア 質問の受付

市は、募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：平成28年6月1日(水) 午前9時から平成28年6月20日(月)午後5時まで(必着)

提出方法：募集要項等に関する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、電子メールにより送信すること。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。提出先は、第1(2)の担当部局とする。なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

イ 回答の公表

市は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載などの方法により公表する。

なお、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。

また、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。

回答公表予定日：平成28年8月5日(金)

(4) 資格審査並びに附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書の受付

審査に参加する応募者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書を作成し提出する。

受付期間：平成28年8月16日(火) 午前9時から平成28年8月23日(火)午後

5時まで（必着）

提出方法：参加表明書及び参加資格確認申請書並びに提案概要書は、第1(2)の担当部局に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限までに持参又は郵送等で送付すること。

参加資格の確認基準日：平成28年8月23日(火)とする。

イ 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

市は提案概要書のうち附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。なお、提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案書の内容を拘束するものではない。また、市は、提案概要書を評価の対象としない。

ウ 審査結果の通知

市は、参加資格確認の結果及び附帯事業及び任意事業の実施可否の結果を、応募企業又は代表企業に対して、平成28年8月30日(火)までに通知する。

(5) 現地調査

市は、参加資格があるとされた者に対し、現地調査を実施する機会を付与する。具体的な実施方法については、平成28年8月上旬に示す。

(6) 競争的対話の実施

市は、参加資格があるとされた者に対し、本公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的で、競争的対話を行う。市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等の調整を行う。

具体的な実施方法については、平成28年8月上旬に示す。

(7) 提案審査

ア 提案書の受付

提案審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第1(2)の担当部局に対し提案書を提出する。なお、市は、提案書の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

なお、提案書提出後、提案審査参加者は、第3-5(1)のPFI専門委員会において提案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。

受付期間：平成28年12月1日(木) 午前9時から平成28年12月5日(月)
午後5時まで(必着)

提出方法：提出期限までに持参すること。

なお、1者以上の提案審査参加者から提案書の提出がなかった場合、市は特定事業の選定を取り消す。

イ 提案審査結果の通知

市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、平成 29 年 3 月に通知する。

ウ 提案書の作成等に係る費用

提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者の選定方法

(1) P F I 専門委員会

市は、優先交渉権者の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 P F I 専門委員会（平成 27 年 7 月 31 日設置。以下「P F I 専門委員会」という。）を設置した。P F I 専門委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき提案審査を行う。なお、委員会は非公開とする。

P F I 専門委員会の委員は以下のとおりである。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、P F I 専門委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

委員長 森田 弘昭（日本大学生産工学部 土木工学科 教授）

副委員長 寺田 賢次（浜松市水道事業及び下水道事業管理者）

委員 佐古 猛（静岡大学工学部長）

委員 細川 顕仁（日本下水道事業団 研修センター所長）

委員 山口 直也（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授）

委員 松原 剛史（浜松市財務部長）

委員 田中 文雄（浜松市環境部長）

(2) 審査の方法

ア 資格審査

資格審査では、市において参加資格要件の充足を確認する。

イ 提案審査

提案審査では、提案書について、P F I 専門委員会における審査を行う。審査は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえる。

市は、P F I 専門委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(3) P F I 専門委員会事務局

P F I 専門委員会の事務局は、担当部局が担当し、公募アドバイザーが補助する。

(4) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も事業費総額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

6 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

(2) 基本協定が締結されない場合及び実施契約の締結に至らない場合の措置

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

(3) 市及び優先交渉権者による運営準備行為

ア S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P C として、会社法に規定する株式会社を浜松市内に速やかに設立しなければならない。なお、事業期間中は S P C の本社所在地を浜松市外に移転させないものとする。

イ 関連資料集及び参考資料集の更新

市は、優先交渉権者の選定後実施契約締結までの間に、関連資料集及び参考資料集の内容を募集要項等公表後の下水道事業運営を踏まえたものに更新し、優先交渉権者に提示する。

ウ 運営権設定対象施設の調査

優先交渉権者は、S P C の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、市及び市が運転維持管理を委託する事業者が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

エ 改築に関する協議

市及び優先交渉権者は、市が策定する平成 30 年度から平成 34 年度の第 1 期改築計画に基づき、改築に関する協議・調整を行う。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権

者は、運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。

市と運営権者は、実施契約書(案)の内容に従い運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された募集要項等の修正には、原則として応じない。

また、市及び運営権者は、実施契約の締結後、本事業開始予定日までに実施契約に定める条件を充足する。

なお、市は、P F I 法第 19 条 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を市ホームページへの掲載などの方法により公表するものとする。

(5) 義務事業の承継等及びその他準備

市及び運営権者は、実施契約に従い義務事業の承継等及びその他の準備を行う。

(6) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(7) 本事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に、本事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎを完了し、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

7 応募に関する留意事項

(1) 応募の前提

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

イ 費用負担等

本公募における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

ウ 書面主義

本公募に関して市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料とし

て応募者から提供される印刷物については外国語も認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

エ 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

オ 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、参加資格審査の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

(2) 応募者の提出する提案書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

(3) 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

ア 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

イ 特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

ウ 提案書類の公開について

市は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。

エ 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

オ 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、提案審査において市に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の事業提案内容に係る質問に関する回答についても同様に取り扱う。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「第 3-3 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 市の許可なく、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき
- ⑥ 市の許可なく、P F I 専門委員に接触したとき
- ⑦ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑧ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑨ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑩ 2 通以上の提案書類を提出したとき
- ⑪ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

第4 その他

1 議会の議決

運営権の設定及び実施契約に関する議案を平成29年9月浜松市議会定例会に提出予定である。

2 その他

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、市は募集要項等を改正し修正版を公表する。

情報提供

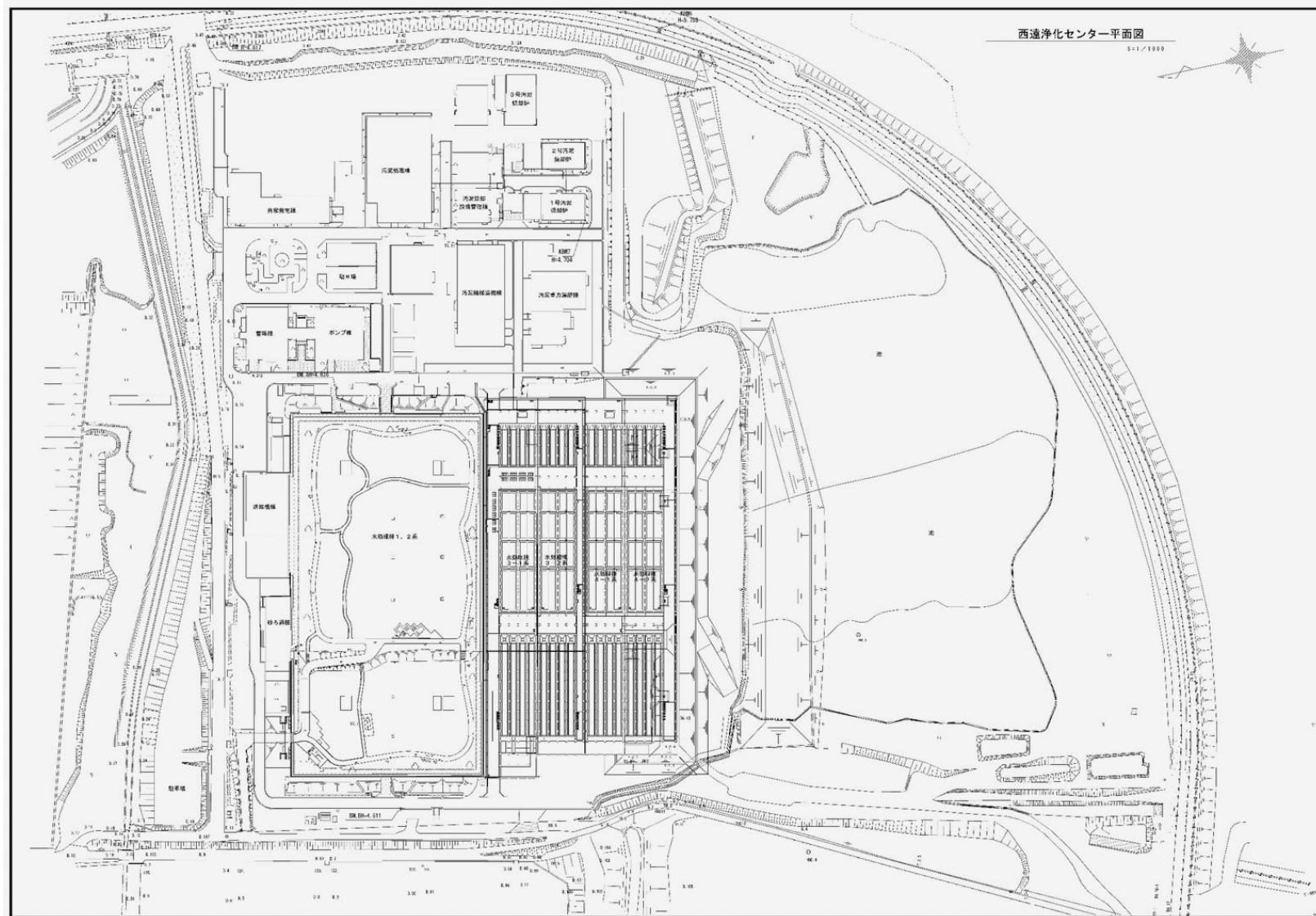
本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

浜松市公式サイト

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業ページ

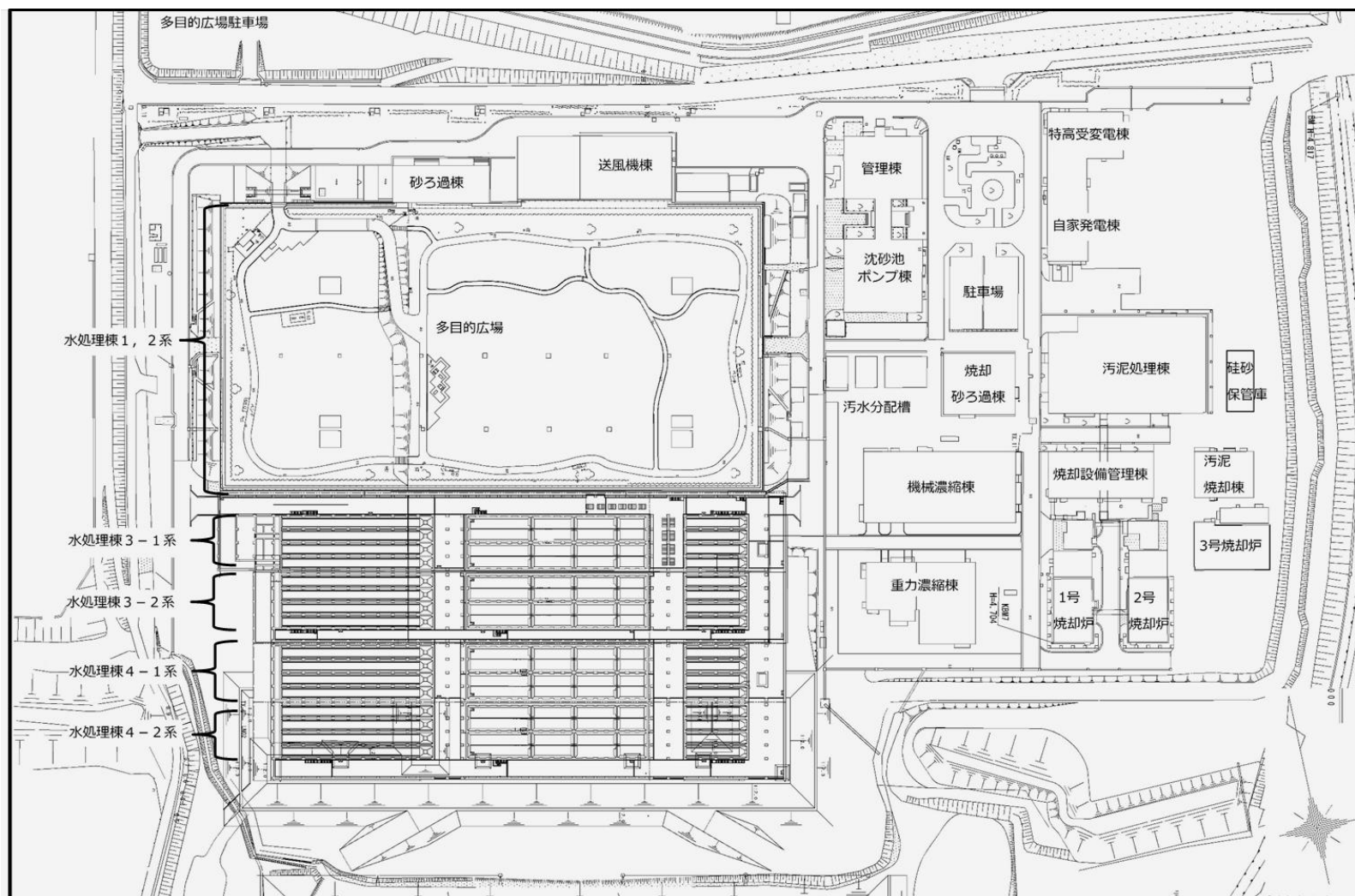
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/pfi.html>

別紙 1－1 西遠浄化センター一般平面図（全体）



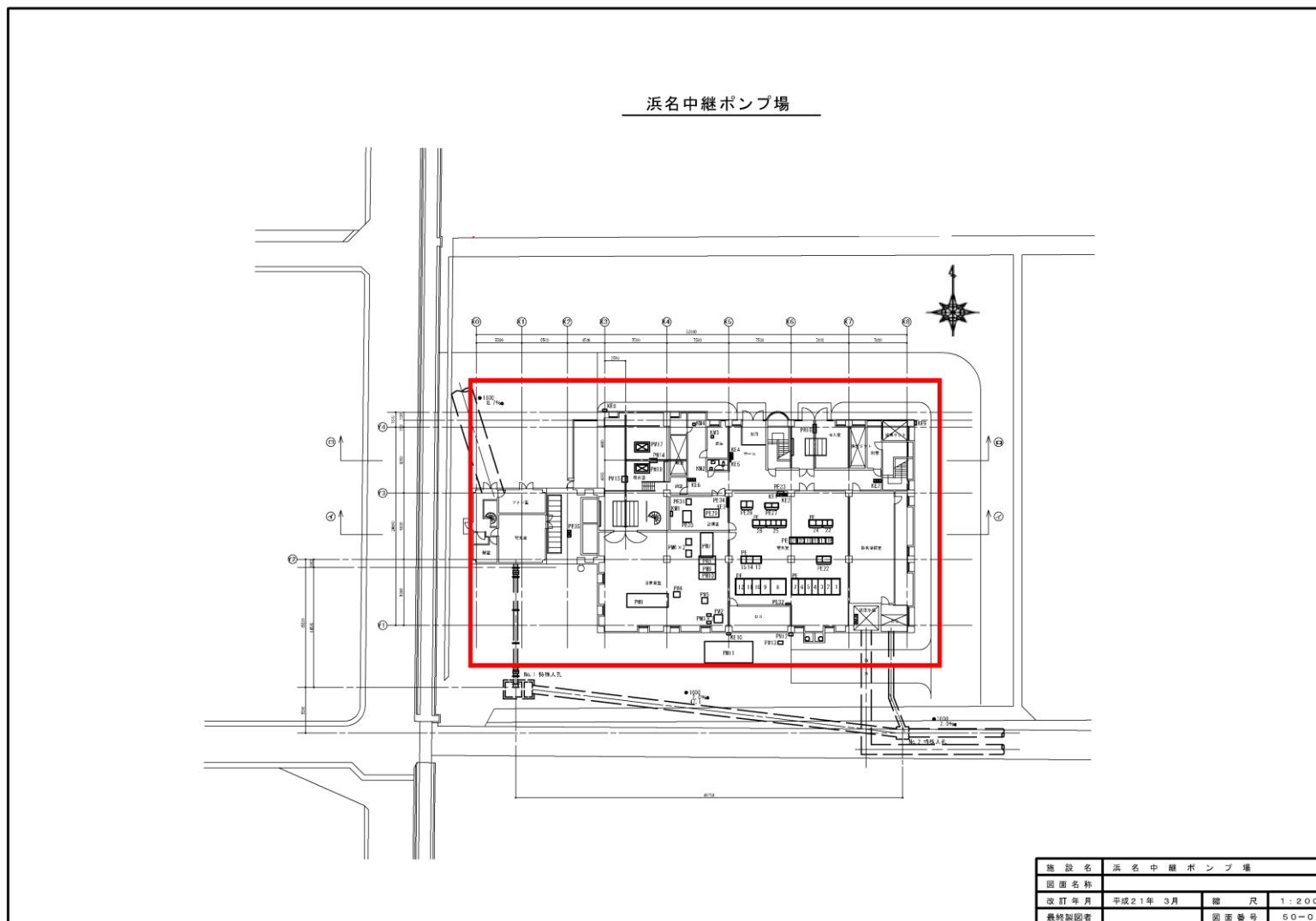
（出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成 27 年 4 月）

別紙 1－2 西遠浄化センター一般平面図（拡大）



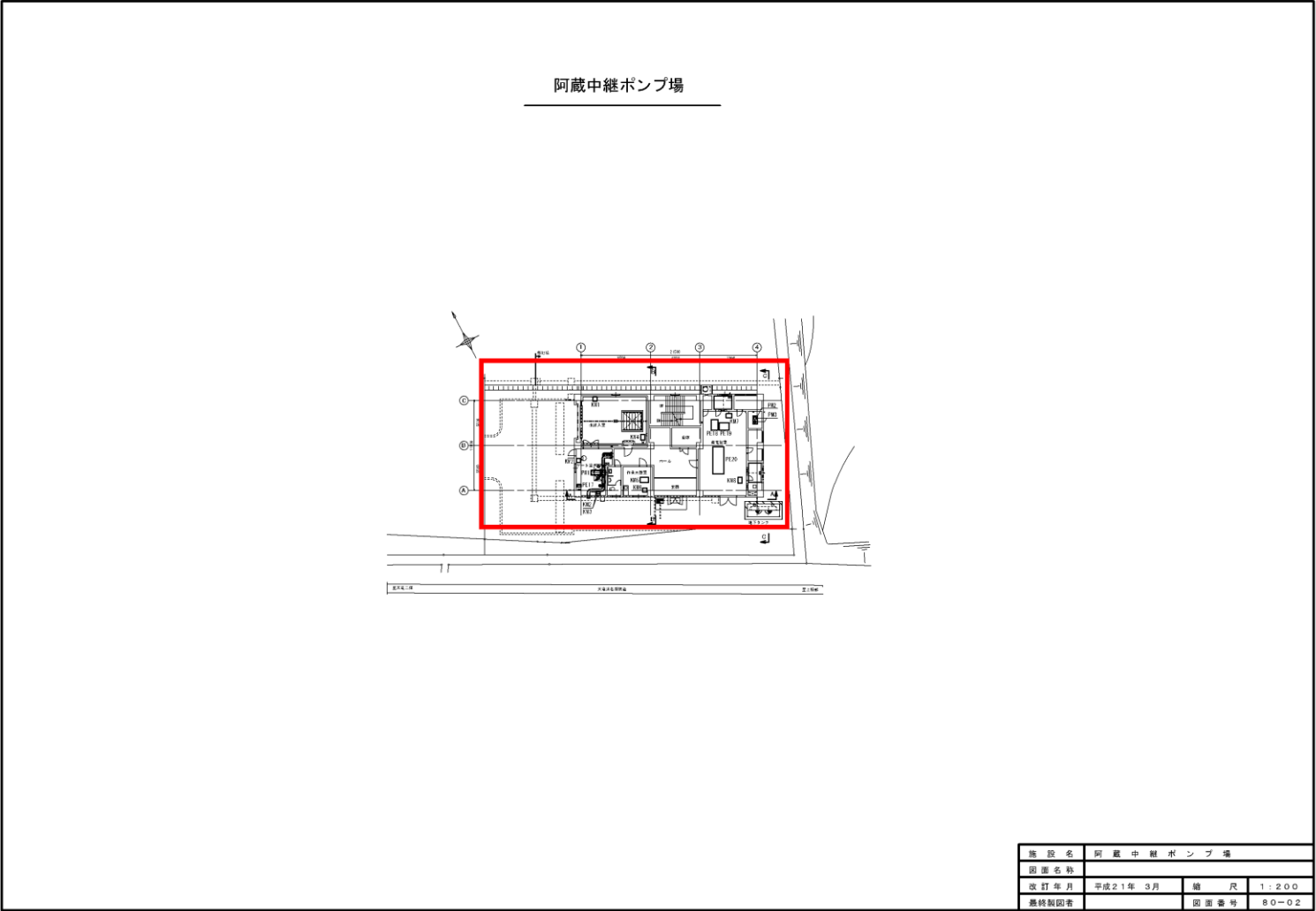
（出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成 27 年 4 月）

別紙 1－3 浜名中継ポンプ場一般平面図



(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査) 業務 平成 27 年 3 月 浜松市)

別紙 1－4 阿蔵中継ポンプ場一般平面図

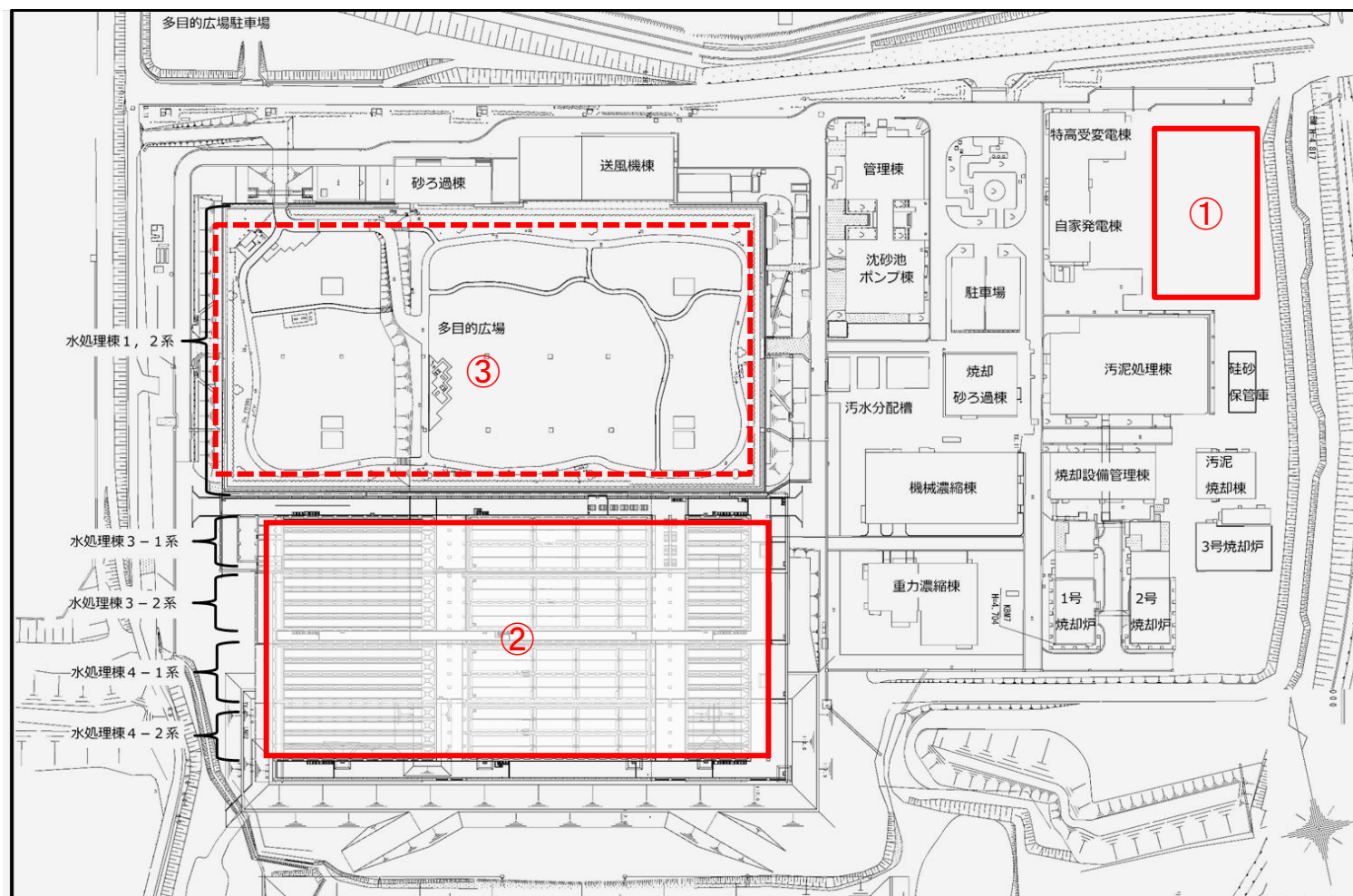


(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査) 業務 平成 27 年 3 月 浜松市)

別紙2 任意事業実施可能な敷地

西遠浄化センター

- ① 自家発電棟東側
- ② 水処理棟3・4系上部
- ③ 多目的広場 ※公共緑地空間として市民に開放することが前提であり、原則として設備の設置は不可



※浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における任意事業の実施は想定していない。

別紙 3-1 任意事業に関する貸付料

任意事業に係る公有財産貸付料は以下に基づき算出する。

1 土地貸付料の算定方法（土地のみを貸し付ける場合）

(1) 土地貸付基準額

前年度の固定資産税評価額に評価倍率を乗じた額（円未満切り捨て） $\times 6 / 100$

参考：平成 27 年度固定資産税評価額 m^2 単価 21,755 円

(2) 土地年額貸付料の算定

1 m^2 当たりの土地貸付基準額 $\times$ 使用面積＝土地年額貸付料（円未満切り捨て）

※建物を貸し付ける場合

1 m^2 当たりの土地貸付基準額

$\times$ 使用面積（ $\times$ 建築面積 $\div$ 建築延面積）＝土地年額貸付料（円未満切り捨て）

2 建物貸付料の算定方法（建物を貸し付ける場合）

(1) 建物の価格の算定方法

建築価格 $\times$ 年次別建築費指数 $\times$ （ $1 - \text{建物経年減価率} \times \text{経過年数}$ ） $\div$ 建物延床面積

＝ 1 m^2 当たりの建物価額（円未満切り捨て）

※1 年次別建築費指数表は、許可該当年度の前年度適用分を使用すること

※2 建築年次は暦年でとらえること

※3 経過年数は許可該当年度の前年度の 3 月 31 日時点の経過年数で計算すること

(2) 建物年額貸付料の算定

1 m^2 当たりの建物価額 $\times 12 / 100 \times$ 使用面積＝建物年額貸付料（円未満切り捨て）

(3) 土地年額貸付料の算定

「1 土地貸付料の算定方法（土地のみを貸し付ける場合）」を参照して算定

(4) 建物年額貸付料（土地＋建物）の算定方法

＝土地年額貸付料＋建物年額貸付料＝建物年額貸付料（土地＋建物）

※別途消費税が加算される（円未満切り捨て）

別紙３－２ 任意事業等に関する貸付料の減免措置

任意事業等に係る公有財産貸付料に関する減免措置の基本的な考え方は以下のとおり。

- 1 市が全額免除することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に使用させるとき。
 - (2) 不特定多数の者を対象とした産業振興、地域活性化を主な目的とする非営利事業の用途に使用させるとき。
 - (3) 運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入するとき（併置）。
 - (4) その他市が特に必要と認めるとき。
- 2 1 以外の用途の場合は、市は次のとおり減額し、別紙３－１で算定された金額と決定額との差を減額する。
 - (1) 応募段階で任意事業を提案する場合
任意事業は提案及び実施が必須ではないため、優先交渉権者の選定にあたり、任意事業を単独で評価する項目は設けていないが、実施予定の任意事業が評価項目及び評価の視点に関係する場合は、提案書に含めることができる。その場合、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、市は、要求水準書に運営権者の実施義務を定める。
応募者が、任意事業について提案書に含める場合は、別紙収支計画案に当該任意事業の収支を記載するとともに、貸付料提案額及び積算根拠を別途提出すること。市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した貸付料について、協議の上で決定する。
また、応募者が、実施予定の任意事業について提案書に含めない場合は、優先交渉権者として選定後、貸付料を提案するものとし、市と協議の上で決定する。
 - (2) 事業期間中に任意事業を提案する場合
運営権者は、提案概要書において貸付料を提案するものとし、市と協議の上で決定する。

別紙４ ＰＦＩ法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI 法並びに運営権 ガイドラインにおける用語			実施方針 における記載		本事業における整理	運営権	特定 事業	
運 営 等	運営		経営		事業計画の作成、実施体制の確保、財 務管理等の事業全体の管理	運営権 範囲内	特定 事業 範囲内	
			維持 管理	維持	処理場・ポンプ場施設の機能を保持す るための事実行為で工事を伴わない もの			
	修繕	修繕		所定の耐用年数内において機能を維 持させるため、老朽化した設備又は故 障若しくは損傷した設備の一部を取り 換えること				
		維持 管理	資本的 支出	改築	更新			所定の耐用年数と機能を新たに確保 するため、既存の設備の全部を取り換 えること
	長寿 命化				所定の耐用年数を新たに確保するた め、既存の設備の一部を取り換えるこ と			
	附設				附帯事業の実施に必要な設備を導入 すること※ ¹			
			併置 (自主改善)		運営権者自らが行う運営等の利便性 向上のため、必要な設備・機器を自己 負担により導入すること※ ²	運営権 範囲外		特定 事業 範囲外
	建設・改修		設置※ ⁵		任意事業の実施に必要な設備を導入 すること※ ³			
施設の新たな建設又は増築※ ⁴ を実施 すること								

※¹ 附帯事業に係る新規設備の導入とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化槽の導入等をいい、その費用負担は義務事業の費用と同様に市及び運営権者とする。

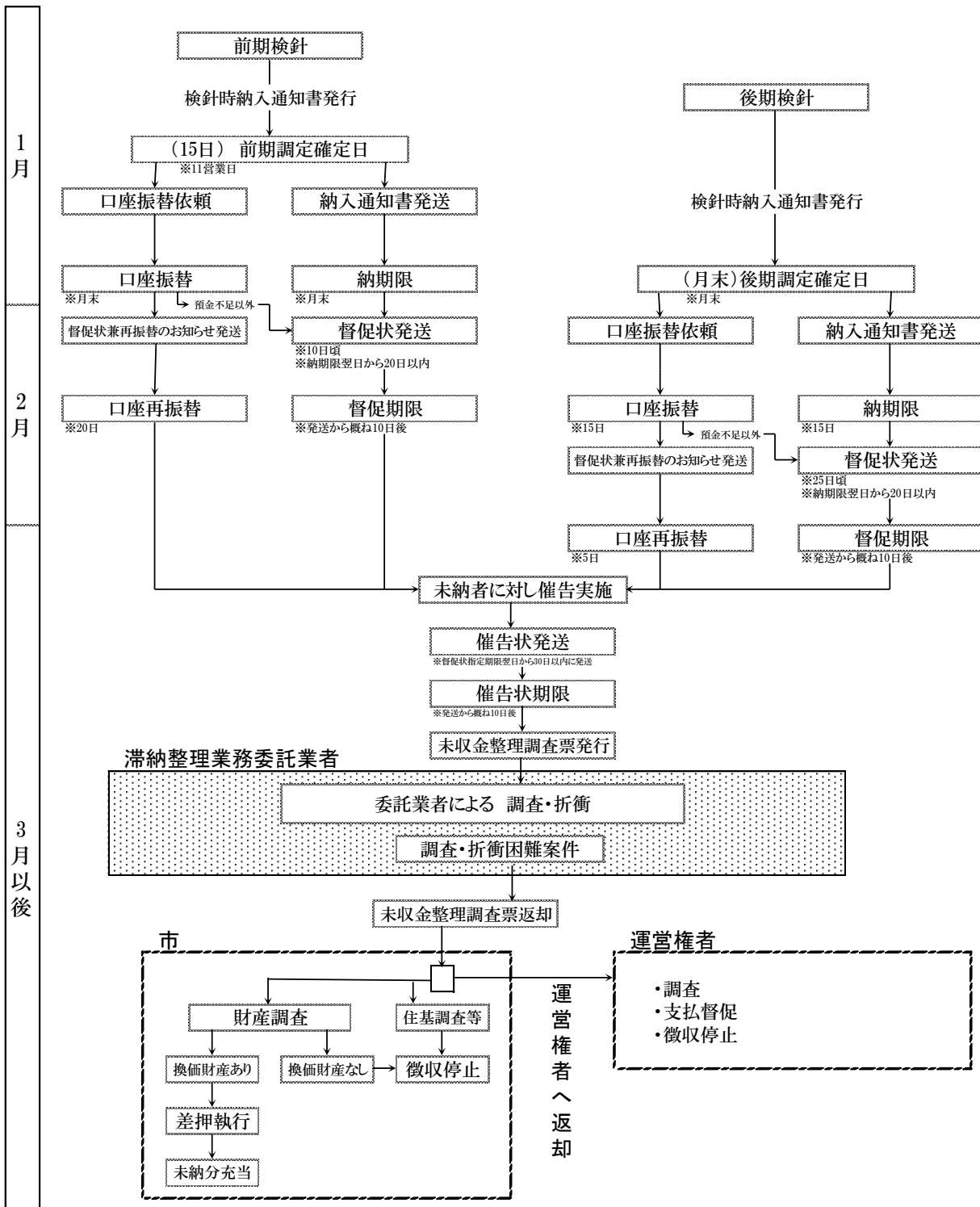
※² 運営権者は、自らが行う運営等の利便性を向上させるために自己負担による設備・機器の導入（例えば、運転管理の効率化に資する水質自動制御装置の導入が考えられる。）を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備・機器は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※³ 運営権者は、任意事業の実施に必要な設備の導入（例えば太陽光発電設備の導入等が考えられる。）を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※⁴ 市は、施設の新たな建設又は増築（例えば、排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築が考えられる。）を特定事業に関わらず運営権者と協議の上実施することができる。

※⁵ 運営権者が行う設置及び併置については、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続きが必要となる。

別紙5 料金収受代行業務フロー



※クレジットは、前期・後期の各検針確定日から概ね10日後に立替え納付される

【根拠法令等】

督促状 【地方自治法第231条の3第1項】 【浜松市債権管理条例施行規程の準用する浜松市債権条例施行規則第3条】

別紙6 守秘義務対象の開示資料

関連資料

No.	資料名	種別
資料1	運営権設定対象施設一覧（改築対象）	新規
資料2	改築工事フロー	新規
資料3	料金の調定、徴収、未納債権の回収におけるフロー	新規
資料4	譲渡対象資産一覧	新規
資料5	運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の算定方法	新規
資料6	平成28年度西遠浄化センター他2ポンプ場包括的維持管理業務要求水準書	新規
資料7	平成28年度運営権設定対象施設関連工事の発注予定（発注見通し）	新規
資料8	浜松市下水道事業管理計画（認可）	新規
資料9	運営権の範囲（責任分界）に関する図面	新規

参考資料

No.	資料名	種別
資料1	決算額表（西遠管理費、平成22年度～平成26年度）	
資料2	流域財源表（平成22年度～平成26年度）	
資料3	建設事業費まとめ（西遠流域下水道執行状況、昭和48年度～平成26年度）	
資料4	静岡県下水道公社 維持管理年報（平成22年度～平成26年度）	
資料5	西遠維持管理費実績	更新
資料6	浜松市下水道事業決算報告書（平成22年度～平成26年度）	
資料7	浜松市下水道事業中期財政計画	
資料8	電力、重油、薬品の使用量及び費用に関する資料	
資料9	工事台帳	更新
資料10	機械設備台帳	更新
資料11	電気設備台帳	更新
資料12	建築機械台帳	更新
資料13	建築電気台帳	更新
資料14	メンテナンス履歴台帳	更新
資料15	図面	更新
資料16	長寿命化計画	
資料17	状態監視保全設備健全度一覧	
資料18	状態監視保全設備健全度判定表	
資料19	状態監視保全設備劣化状況写真帳	
資料20	その他設備の施設機能確認調査一覧	
資料21	その他設備のヒアリング調査結果	
資料22	委託内容に関する資料	
資料23	機械・電気設備完成図書（「資料15 図面」に集約）	
資料24	水質測定及び汚泥処理状況一覧	更新
資料25	人員数に関する資料	
資料26	事業期間中の使用料等及び利用料金の見込額、推移予測	新規
資料27	中期改築シミュレーション結果	新規
資料28	利用料金収受代行業務の委託費算定方法	新規
資料29	過去の滞納件数・収納率、納付方法別件数推移	新規
資料30	西遠処理区における排水量ランク別 件数・排水量・調定額	新規
資料31	任意事業の実施可能な敷地及び地質調査結果	新規
資料32	浜松市上下水道部・浜松市上下水道復旧部 業務継続計画（案）	新規
資料33	市の加入保険（第三者賠償保険仕様書）	新規
資料34	土地情報（公図）	新規
資料35	浜松市下水道事業決算報告書 収益的収入及び支出（西遠処理区）	新規
資料36	静岡県下水道公社 維持管理月報（平成23年度～平成27年度）	新規
資料37	浜松市下水道使用料 改定単価履歴	新規
資料38	各施設における水処理日報（H27.9月）	新規

※種別

新規：新たに開示する資料

更新：実施方針公表時（平成28年2月29日）に開示した資料で内容が更新されたもの

無印：実施方針公表時（平成28年2月29日）に開示した資料で同内容のもの

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

優先交渉権者選定基準

（平成28年8月5日改訂版）

平成28年8月5日

浜松市上下水道部

第1 総則

1 優先交渉権者選定の考え方

事業者選定に当たっては、下記の基本運営方針に沿った事業運営が、より適切に実施されると見込まれる事業者を選定することとする。

○基本運営方針

- (1) 公共用水域の水質保全と循環型社会の構築に資するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、汚水と汚泥を適正に処理すること。
- (2) 低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。
- (3) 浜松市（以下「市」という。）と民間事業者の技術力を協働で発揮し、施設や整備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の的確な保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減に取り組むこと。
- (4) 簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。
- (5) 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。

2 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定方法

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、維持管理や改築のほか経営管理を含めた運営全般に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に当たっては、維持管理や改築、経営管理などに関する提案内容、事業方針の妥当性・確実性、運営権対価等の各面から評価を行う、公募型プロポーザル方式を採用する。

この「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業優先交渉権者選定基準」（以下「本書」という。）は、市が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次点交渉権者を選定するための基準を示すものである。

3 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- (1) ・参加資格審査：参加資格の有無を確認する。
 - ・提案概要書の提出：義務事業・附帯事業・任意事業についての概要を提出
（※提案概要書は評価対象外）
 - ・附帯事業及び任意事業に関する予備的審査：提案概要書のうち附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。
（※予備的審査は提案概要書によって行うため、評価対象外）
- (2) 競争的対話：参加資格があるとされた者に対し、募集要項等についての理解を深め、提案内容が要求水準未達となることを防ぐことを目的に行う。
- (3) 提案審査：応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成される。

基礎審査：提案価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認する。

総合審査：提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

参加資格審査、予備的審査、競争的対話及び提案審査のうち基礎審査は市が行うものとし、提案審査のうち総合審査は、「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業PFI専門委員会」（以下「PFI専門委員会」という。）が実施する。

PFI専門委員会は、学識経験を有する者等で構成され、PFI専門委員会において決定した選定基準に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。市は、PFI専門委員会による審査結果を踏まえ、最終的に優先交渉権者及び次点交渉権者として決定する。

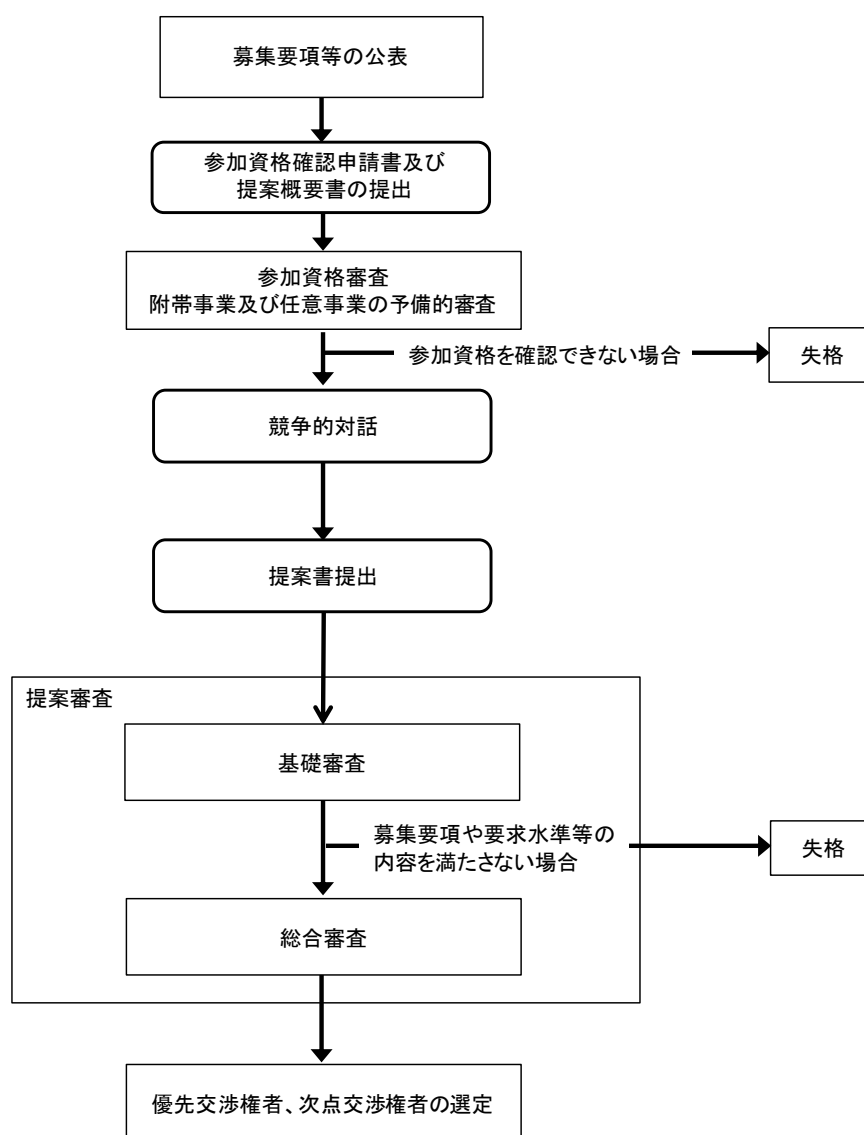


図1 審査の進め方

4 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

第2 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。参加資格審査における確認内容は表1のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者の構成	「募集要項第3-3-(1) 応募者の構成」の各項目	【様式6】参加表明書 【様式7】応募者の名称等 【様式11】資格審査の附属資料提出確認書
応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件	「募集要項第3-3-(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件」の各項目	
応募者に求められる実績要件等	「募集要項第3-3-(3) 応募者に求められる実績要件等」の各項目	【様式9】参加資格要件確認申請書

第3 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯事業及び任意事業に関する予備的審査では、参加資格審査を通過した応募者が提出した提案概要書に記載されている附帯事業や任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点から、可否を確認する。予備的審査は市が実施し、確認内容は表2のとおりとする。

表2 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
附帯事業・任意事業の提案概要	附帯事業・任意事業の内容が市の政策方針や既存計画との整合性がとれていること	【様式12】提案概要書

第4 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことの目的で、競争的対話を行う。

第5 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は市が実施し、下表の確認内容を満足できていない応募者は失格とする。

表3 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	①要求した提出書類が全て揃っていること。 ②指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	【様式 15】提案 審査書類提出書 ～ 【様式 19】提案 書類様式集
特別目的会社 の構成	⑤代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥構成企業の議決権比率の合計が 100%であること。	【様式 19】提案 書類様式集
事業計画の 妥当性	⑦資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。 ⑧算出根拠が明示されていること。	I－3 収支計画等の妥当性
任意事業 (提案がある 場合)	⑨運営権設定対象施設の機能を阻害するような提案となっていないこと。	【様式 19】提案 書類様式集 I－1 全体事業計画

※ 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

2 総合審査

総合審査は、運営権対価及び運営権対価以外について、別表1「評価項目と評価の視点及び配点」にて行う。

(1) 運営権対価以外の評価

PFI専門委員会は、提案内容について、本書に基づく提案書類の評価に加え、プレゼンテーション等による確認を踏まえて評価する。評価は評価項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて表4に基づき得点を与える。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表4 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、かつその効果が期待できる	配点×1.00
B	提案内容の効果が期待できる	配点×0.75
C	提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.50
D	提案内容の効果が具体的である	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0

(2) 運営権対価の評価

運営権対価は、市基準額（非公開）に対する提案額の割合に40点の配点を乗じて得点化する。得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

また、最高提案金額が市基準額を上回った場合は、当該最高提案金額を市基準額に置き換え、当該最高提案金額に対する各応募者の提示する提案額の割合を40点に乗じて得点化する。以下、端数処理については前記と同じとする。

別表 1 評価項目と評価の視点及び配点（200点満点）

評価項目	評価の視点	配点
I 施設運営方針に関する項目		60
1 全体事業計画		15
本事業に対する方針、特徴、コンセプト等について、基本運営方針の5項目（ア～オ）への提案内容を含めて記載	- 基本運営方針の5項目に対する理解度が十分であり、運営権者に期待されている役割や責務を認識していると認められるか。 - 本事業をより適切に実施するための民間ならではの創意工夫や独創性などが具体的に示されており、効果的と認められるか。	
2 業務体制等		15
① 業務体制についての考え方（方針）と、具体的な体制（コンソーシアムの場合は各構成員（協力企業及び委託先を含む）の役割分担及び体制） ② 応募企業又はコンソーシアム各構成員（協力企業及び委託先を含む）の実績	① 業務全体の統括及び経営・改築・維持管理の各業務の体制、コンソーシアムについては各構成員の役割分担・責任分担（リスク分担）が具体的に示されており、効率的かつ機能的な体制で、実行性があると認められるか。 ② 適切な業務実施と経営の透明性が確保される具体的な工夫が認められるか。 ② 参加資格要件に係る規模実績が西遠浄化センターと同等以上であり、十分な実績があると認められるか。	
3 収支計画等の妥当性		20
① 収支計画の妥当性 ② 資金調達の基本方針や考え方	① 収支計画は、事業期間を通じて妥当かつ信頼できるものであり、高い安定性や継続性が認められるか。 ② 本事業の特性に鑑み、各構成員からの出資が具体的かつ十分であり、財政的基盤に裏付けされた高い安定性や継続性を保つための資金調達方針であると認められるか。 ③ 資金ショートについてのリスク対応策に実効性が認められるか。	
4 地域貢献（地域の活性化）		10
① 地元企業等との連携や協力、地域住民雇用などについて ② 地域との連携や協働、地域活性化への取り組みについて	① 地元企業の本事業への参画や、地域住民雇用などが考慮されているか。 ② 多くの市民が参加し、地域活性化につながる提案となっているか。	
II 事業提案（計画）に関する項目		100
1 LCC縮減に関する妥当性		20
① 全体改築計画（案）の記載内容 ② 更新対象機器に関する記載内容	① 限られた事業費において、改築を行う時期の考えや、個々の改築工事費を抑制する工夫が的確で妥当な改築計画と認められるか。 ② 更新により、ユーティリティ費が削減される根拠が具体的に示され、ユーティリティ費削減額が妥当と認められ、かつ削減効果が高い。	

評価項目	評価の視点	配点
2 改築に関する項目		30
(1)実水量に応じたポンプ設備の改築技術		5
① ポンプ能力の再配置とその考え方	① ポンプの能力配置の具体案が示され、最適化が図られ効率的な運転が可能と認められるか。	
② 設計時に検討すべき点、改築を実施するにあたり留意する点	② 検討すべき点が具体的で、経済性や導入のリスク、導入後の運転方法等に関する記載があり妥当で、実行性のある設計と認められるか。	
(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術		20
① 次期汚泥焼却設備またはそれに代わる設備	① 焼却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。	
② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績	② 安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。	
(3)施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術		5
① 中央監視設備の方式案と検討すべき項目	① 新技術の導入や統廃合などによる、効率化が図られる提案と認められるか。	
② 導入するにあたり留意する点	② 経済性や導入のリスク、導入後の監視方法等に関する記載があり、実行性が認められるか。	
3 維持管理に関する項目		30
(1)負荷変動に対応する強靱な下水処理		15
① 現有の水処理工程（最初沈殿池・反応タンク・最終沈殿池）において、安定的かつ効率的な水質管理を行うための取り組み	① 想定される水質変動とそれに対する取り組みが具体的であり、水処理工程として工夫があり妥当と認められるか。	
② 集中豪雨により流入水量が急激に増える場合の、浄化センター及び浜名中継ポンプ場での対応	② 降雨時等における流入水量の急激な変動に対して、浄化センター及び中継ポンプ場におけるそれぞれの対応方策が具体的で効果が高いと認められるか。	
(2)持続性のある汚泥処理		10
① 現有の汚泥処理設備（濃縮・脱水・焼却）において、より効率的な運転を行うための取り組み	① 現有の汚泥処理それぞれの設備の効率的な運転方法が具体的で効果が認められるか。また汚泥処理工程としての妥当性が認められるか。	
② 焼却設備が故障し、停止した場合について、短期停止・長期停止時それぞれの対応	② 焼却設備が故障し、停止した場合の対応について具体的で効果が高いと認められるか。	
(3)設備保全及び環境保全のための効果的な対策		5
① 浄化センター及び中継ポンプ場の適切な予防保全計画（点検・修繕）の策定・実施につなげるため、日々の保守・点検データの効果的な蓄積・解析方法についての提案	① 日々の保守・点検データの蓄積・解析方法が妥当であるか	
② 浄化センター及び中継ポンプ場の立地周辺環境を保全するための環境負荷低減対策についての提案	② 立地周辺環境を保全するための環境負荷低減の効果が高いと認められるか	

評価項目	評価の視点	配点
4 リスク対応、モニタリング		20
(1) リスクへの対応		10
① 事前対策としての体制の整備	① いつ地震が発生しても参集できる体制が具体的に記載されており妥当性が認められるか。	
② 震度 5 弱以上の地震発生時の対応手順	② 地震発生後に施設を確認するための初動対応と優先順位が示され、その作業を終えるまでの目標時間の設定が具体的で効果が高いと認められるか。	
(2) 適正な管理		10
セルフモニタリングの概要	セルフモニタリングの実施体制・役割分担、内容・基準・根拠・頻度、結果の活用方法、情報公開の方針が、要求水準（提案内容が要求水準を上回っている場合は当該提案内容）を確保するために、的確で妥当であるか。	
Ⅲ 運営権対価に関する項目		40
配点 × (提案金額 ÷ 市基準額)		40
合計点		200